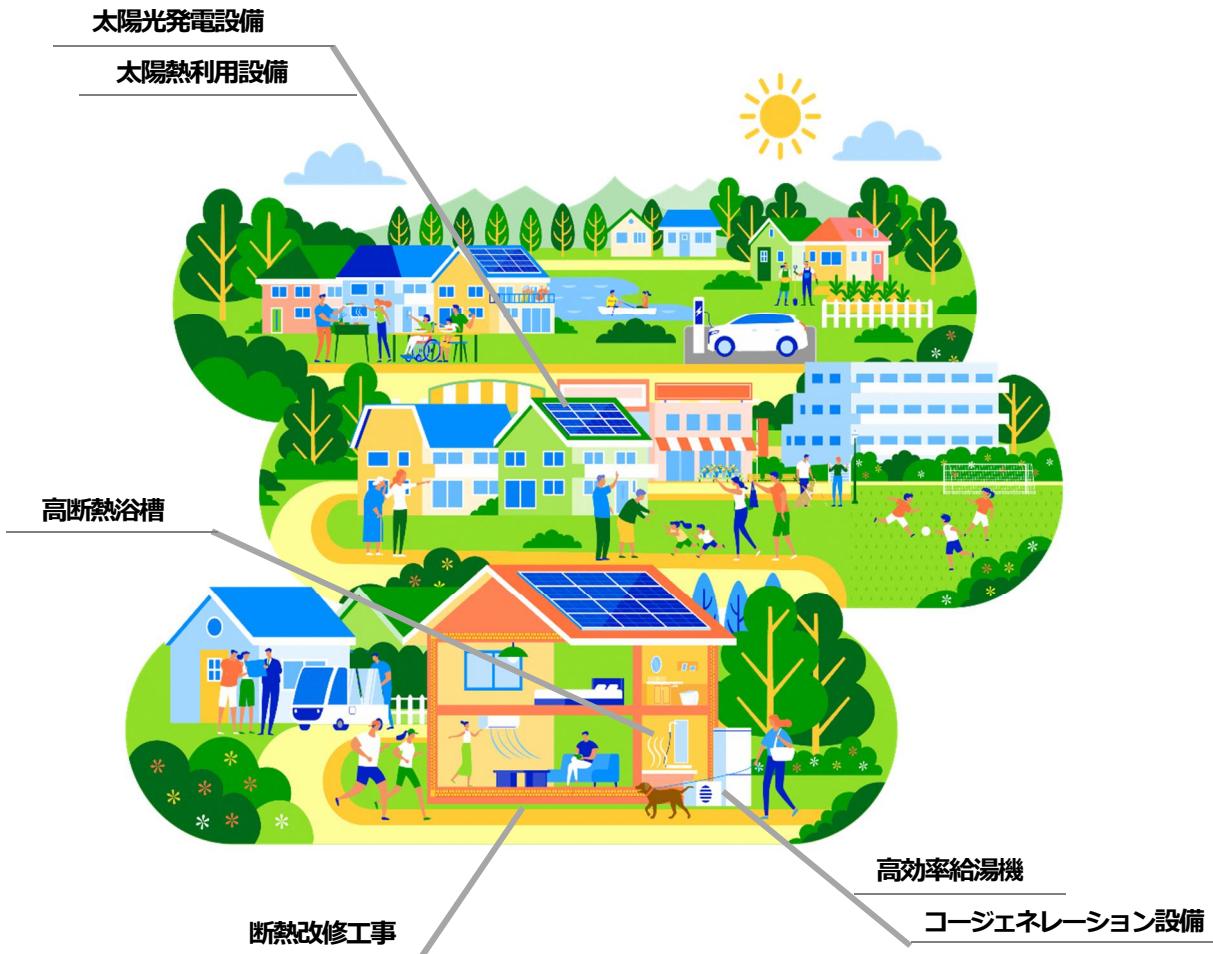


独立行政法人 住宅金融支援機構

【グリーンリフォームローン】のご案内

借入申込書(紙)申込み版

※ Web からもお申込みいただけます。詳しくは、別冊「Web 申込み版」をご覧ください。



リフォームに"省エネ"という選択



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

(旧「住宅金融公庫」)

断熱性・省エネ性を高める「省エネリフォーム専用ローン」で 健康で快適な生活を応援します

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、住宅の省エネエネルギー性能の向上を図るため、

2025年度までの省エネ基準適合義務化といった新築住宅への対応に加え、

既存住宅の省エネリフォームの推進が必要とされています。

省エネリフォームは、暖冷房費等のランニングコストの軽減、ヒートショック防止などの健康で快適な暮らしにもつながります。

住宅金融支援機構は、【グリーンリフォームローン】を通じて、既存住宅の省エネ推進を資金面から支援します。

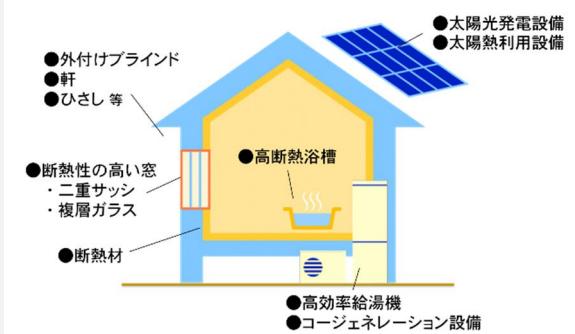
リフォームに省エネという選択 【グリーンリフォームローン】

● 省エネリフォームのための住宅ローン

「断熱性を高める」、「省エネ設備を導入する」などの一定の基準を満たす省エネリフォームに対するリフォームローン。金利は全期間固定金利で、無担保※・無保証です。

<省エネリフォームのメリット>

- ・エネルギー効率が高く、光熱費の節約が期待できます。
- ・住まいの寒暖差をなくすことで健康で安心な住生活に
- ・CO₂の排出を減らし、環境問題に貢献します。



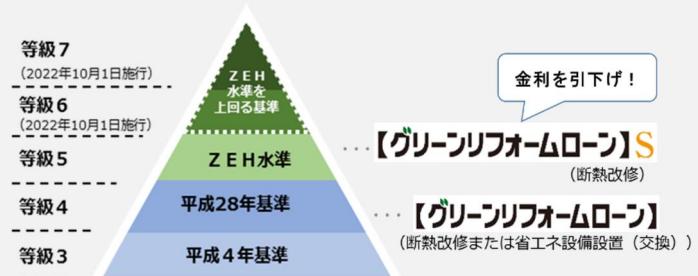
※高齢者向け返済特例を利用する場合を除きます。

● 【グリーンリフォームローン】S は金利引下げ

省エネルギー性能を著しく向上させるZEH水準を満たすリフォームの場合は、【グリーンリフォームローン】Sとして【グリーンリフォームローン】より金利を引き下げます。

→ 【グリーンリフォームローン】S の基準については、5 ページをご参照ください。

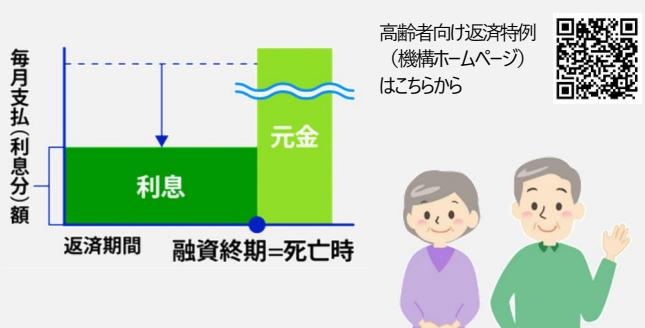
また、基準の詳細については、別冊「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」(機構ホームページにも掲載)も併せてご参考ください。



● 高齢者向け返済特例（ノンリコース）をご用意

満60歳以上の方は、毎月のお支払を利息のみとする高齢者向け返済特例をご利用いただけます。元金は亡くなられたときに相続人による一括返済か担保物件の売却での返済となります。

ノンリコース型 担保物件の売却代金が残債務に満たないときであっても相続人の方が残った残債務を返済する必要はありません。

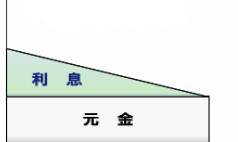


目 次

I 融資制度.....	- 1 -
1 お申込みの条件.....	- 1 -
2 融資の対象となる工事等.....	- 3 -
3 融資限度額.....	- 7 -
4 返済期間・返済方法.....	- 8 -
5 融資金利.....	- 8 -
6 返済額.....	- 9 -
7 総返済負担率.....	- 9 -
II 融資手続.....	- 11 -
1 お申込み先・お申込方法.....	- 12 -
2 融資の決定.....	- 15 -
3 適合証明申請（工事計画内容の確認）.....	- 16 -
4 工事着工.....	- 17 -
5 工事完了および工事完了の報告（適合証明書交付）.....	- 18 -
6 適合証明書等の提出.....	- 18 -
7 融資の契約・抵当権の設定登記.....	- 19 -
8 資金の受取.....	- 20 -
III その他の事項.....	- 21 -
1 収入合算をすることができる方（収入合算者）.....	- 21 -
2 親子リレー返済（高齢者向け返済特例を利用しない場合のみ）.....	- 21 -
3 お申込み等ができる外国人の方.....	- 22 -
4 親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族の要件について.....	- 22 -
5 抵当権の設定（高齢者向け返済特例を利用される場合）.....	- 22 -
6 融資の要件となる工事.....	- 22 -
7 着工前の工事計画内容確認と工事完了後の現場検査・適合証明書.....	- 22 -
8 適合証明検査機関に関するお問合せ先.....	- 23 -
9 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱いについて.....	- 23 -
10 工事内容・金額等が確認できる書類について.....	- 24 -
11 所要額に含めることができる諸費用等.....	- 25 -
12 収入情報取得サービスの取扱いについて.....	- 26 -
13 Webによる借入申込書等の作成について.....	- 26 -
14 団体信用生命保険.....	- 27 -
通知に関する申出書.....	- 33 -
提出書類送付書.....	- 35 -
収入情報取得サービスの利用に関する申出書.....	- 37 -
親族居住に関する申出書（グリーンリフォームローン用）.....	- 39 -
工事費に関する届出書.....	- 41 -

⚠ご注意 返済方法のタイプと特徴を比較した上でお申込みください

■ 返済方法のタイプと特徴

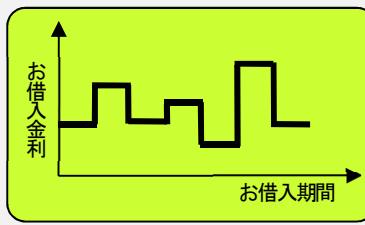
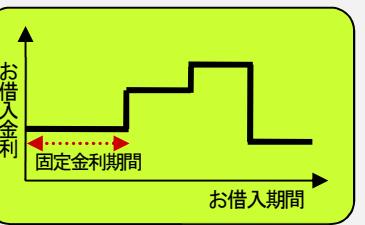
元利均等返済	元金均等返済	高齢者向け返済特例
 <p>特徴 毎月の返済額（元金+利息）が一定のため、返済計画が立てやすくなります。</p> <p>メリット 元金均等返済に比べて、返済開始当初の返済額を少なくすることができます。</p> <p>デメリット 同じ返済期間の場合、元金均等返済よりも総返済額が多くなります。</p>	 <p>特徴 返済額（元金+利息）は返済が進むにつれ少なくなっています。</p> <p>メリット 元金の減少が早いため、同じ返済期間の場合、元利均等返済や高齢者向け返済特例よりも総返済額が少くなります。</p> <p>デメリット 返済開始当初の返済額が最も多いため、当初の返済負担が大きくなります。</p>	 <p>特徴・メリット 債務者が死亡するまでの間の毎月の返済額は利息のみです。 債務者の死亡時に、相続人が借入金の元金全額を一括して返済します。</p> <p>デメリット 債務者が死亡するまでは利息のみの返済なので、元利均等返済や元金均等返済よりも総返済額は多くなる可能性があります。</p> <p>▲ 死亡時</p>

<高齢者向け返済特例とは>

- 満60歳以上の方がご利用いただけます。
- 返済期間を申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでとし、毎月のお支払を利息のみとする返済方法です。
- 割賦償還（元利均等返済または元金均等返済）と比べて月々のご負担を抑えられます。
- 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および土地の売却、自己資金等により、一括してご返済いただきます。
- 融資住宅および土地の売却代金でご返済した後に債務が残った場合、相続人の方が残債務を返済する必要はありません。（ノンリコース型）

■ 融資金利のタイプと特徴【参考】

住宅ローンの融資金利には、次の3タイプがあります。【グリーンリフォームローン】の金利タイプは、固定金利タイプ（全期間固定金利型）です。

固定金利タイプ	変動金利タイプ	固定金利期間選択型
<p>全期間固定金利型</p> <p>借り入れたときの金利が全期間変わらないタイプ</p>  <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入時に返済期間全体の返済額が確定できる。 ・借入後に市場金利が上昇しても返済額は増加しない。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入後に市場金利が低下しても返済額は減少しない。 	<p>変動金利型</p> <p>金融情勢の変化に伴い、ご返済の途中でも定期的に金利が変動するタイプ</p>  <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入後に金利が低下すると、返済額が減少する。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入後に金利が上昇すると、返済額が増加する。 ・借入時に将来の返済額が確定しないので返済計画が立てにくい。 ・借入後に金利が急上昇した場合、未払利息が発生する場合がある。 	<p>固定金利期間選択型</p> <p>「当初〇年間〇%」等、一定期間に固定金利が適用されるタイプ</p>  <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利期間中は返済額が確定できる。 ・固定金利期間終了後に金利が低下すると返済額が減少する。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利期間終了後に金利が上昇すると返済額が増加する。 ・借入時に固定金利期間終了後の返済額が確定しないので返済計画が立てにくい。



融資制度

1 お申込みの条件

(1) お申込みいただけ方 …次の①から④までの全てに当てはまることが必要です。

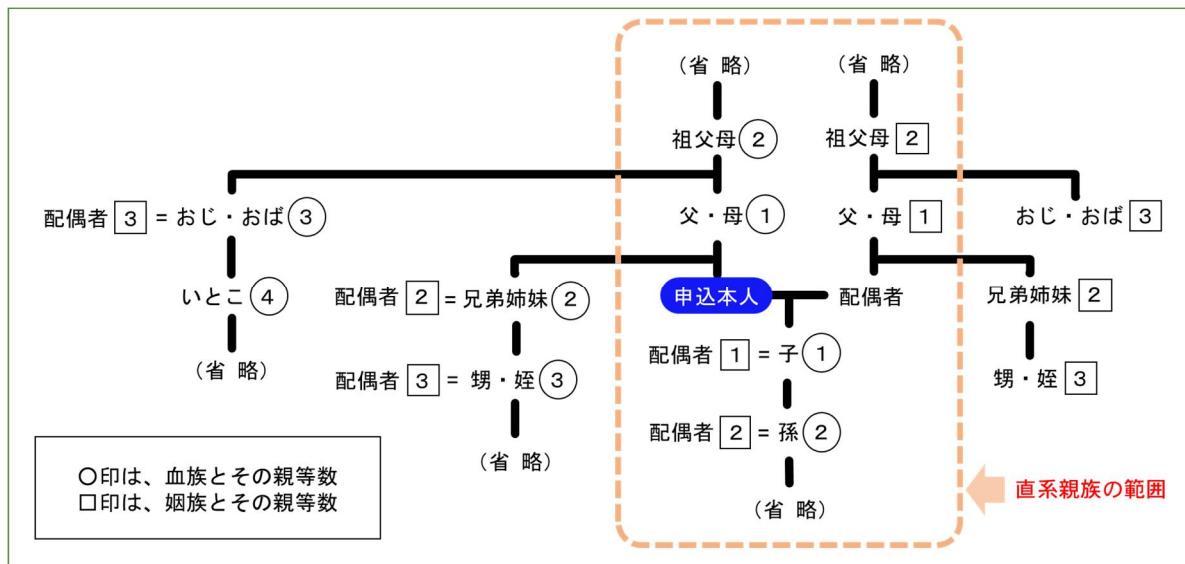
内容		高齢者向け返済特例を利用される方						
① 次のいずれかの住宅に機構が定める省エネリフォーム工事*を行う方 ● 自ら居住する住宅 ● セカンドハウス ● 親族が居住する住宅 →親族の範囲は 21ページ を参照 ※ 工事の内容は 3ページ をご参照ください。		次のいずれかの住宅に機構が定める省エネリフォーム工事*を行う方 ● 自ら居住する住宅 ● セカンドハウス ※ 工事の内容は 3ページ をご参照ください。						
② 借入申込時の年齢が <u>満79歳未満</u> の方 ※ 借入申込時の年齢が満79歳以上の方でも、親子リレー返済を利用する場合は、お申込みいただけます。→ 21ページ参照		借入申込時の年齢が <u>満60歳以上</u> の方 ※ 年齢の上限はありません。 ※ 借入申込時の年齢が満60歳以上（上限なし）で融資住宅に同居する親族の方は、連帯債務者となることができます。						
③ 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方 ● 総返済負担率 <table border="1"><tr><td>年収</td><td>400万円未満</td><td>400万円以上</td></tr><tr><td>総返済負担率</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table>	年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下		※ 詳しくは、 9ページ をご覧ください。 ※ 申込本人の収入だけでは総返済負担率の基準を満たさない場合等は、申込本人と同居する者または融資住宅に居住する者の収入を合算できますが、一定の要件があります。→ 21ページ参照
年収	400万円未満	400万円以上						
総返済負担率	30%以下	35%以下						
④ 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方 ※ 詳しくは、 22ページ をご覧ください。 ※ 外国人の方が連帯債務者となる場合は、当該外国人の方も永住許可等が必要です。								

(2) 融資を受けることができる住宅

① 自ら居住する住宅またはセカンドハウスについて省エネリフォーム工事を行う場合 次のいずれかの方が所有または共有している住宅 ア 申込本人 イ 申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。） ウ 申込本人の親族* エ 申込本人の配偶者の親族* ＊ 親族とは、申込本人の配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。 ※ 高齢者向け返済特例において、イからエまでの方が住宅の所有（共有）者の場合は、その方を「担保提供者」としていただきます。 ※ アからエまでの方以外の方が所有または共有する住宅の場合は、ご利用いただけません。
② 親族が居住する住宅について省エネリフォーム工事を行う場合 次のいずれかの方が所有または共有している住宅 ア リフォーム後の住宅に入居する「親」または「子」 イ リフォーム後の住宅に入居する「親」または「子」の配偶者 ウ 申込本人またはその配偶者 エ アからウまでの方の親族*

- ※ 床面積の制限はありません。
- ※ 既に工事を終えている住宅や住宅部分がない建物は融資の対象になりません。
- ※ 高齢者向け返済特例を利用される場合で、申込人の方が内縁関係、婚約関係または同性パートナーの関係であるときは、申込の方に融資住宅を共有していただきます（持分の割合は問いません。）。

* 親族とは申込本人の配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族（次図）です。



(3) 抵当権・火災保険・保証人・融資手数料

	内容	高齢者向け返済特例を利用する方
抵当権	抵当権の設定は必要ありません。	<p>融資の対象となる建物と土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。</p> <p>※ リフォームする住宅および土地に機構（旧公庫）の抵当権が既に設定されている場合は、既融資の残債務を返済の上、その抵当権を抹消することが必要です。</p> <p>※ 抵当権の設定費用は、お客様の負担となります。</p>
火災保険	必要ありません。	<p>返済終了までの間、融資住宅に、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）を付けていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただき、保険金額は、融資額以上*とします。</p> <p>* 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。</p> <p>※ 火災保険料は、お客様の負担となります。</p>
保証人	必要ありません。	
融資手数料	必要ありません。	

ご注意！

- お申込時に上記の各条件を満たしている場合であっても、審査の結果、融資をお断りする場合や融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただきます。

個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関または同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構が加盟する個人信用情報機関に登録します。

2 融資の対象となる工事等

【グリーンリフォームローン】をご利用いただくためには、実施する工事が希望する融資メニューに適合することをあらかじめ確認していただきます。
着工前に適合証明検査機関（詳細は[23 ページ](#)を参照）に適合証明の申請を行い、工事計画内容について適合証明検査機関からヒアリングを受けてください。



■ 融資対象工事・費用の考え方 [概要]

A 省エネリフォーム工事 [要件工事] 必須	B 省エネリフォーム工事 [要件工事以外の工事] 任意	C その他工事 任意
融資を利用するため必須となる工事 (1)または(2)のいずれかの実施) (1)【グリーンリフォームローン】の対象工事 (①または②のいずれかの実施) ① 断熱改修工事 ② 省エネ設備設置(交換)工事 (2)【グリーンリフォームローン】Sの対象工事 住宅内の1の区画をZEH水準とする断熱改修工事	要件工事以外の省エネリフォーム工事 (例)・節湯水栓 ・暖冷房設備 ・熱交換換気設備 ・LED照明 ・蓄電池(発電設備と連携するもの) ・節水型トイレ ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備の設置に伴う耐震補強工事	省エネリフォーム工事以外の改修工事 (例)・キッチンの取替 ・洗面所の交換 ・手すりの設置 ・段差解消工事 ・間取りの変更 ・クロスの貼り替え ・外壁塗装 ・シャッターの取り付け工事 ・外構工事(塀の設置、植樹・造園)

II 融資対象工事

※ 工事に伴い発生する付随工事費や諸経費は、融資対象工事費に含めることができます。この場合、上記A、B、Cの工事区分ごとに、それぞれの付随工事費・諸経費として計上します。

(例)・断熱材の交換に伴う壁材・壁紙の交換工事 → Aに計上

・交換する暖冷房設備の運搬費 → Bに計上

※ Cの工事費はAとBの合計額までが融資対象です。

※ 工事を実施するに当たり、各種申請や融資に伴い発生する諸費用も融資対象に含めることができます。（6、25 ページ参照）

A 省エネリフォーム工事 [要件工事]

(1) 【グリーンリフォームローン】の必須工事 [要件工事]

次の①または②のいずれかの工事を実施することが必要です。

① 断熱改修工事

必要となる工事 (次のアまたはイに該当する工事)	工事の要件 ※1
ア 外気に接する開口部(窓・ドア)の工事(一箇所以上)	工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準)※2を満たす工事
イ 外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する断熱材の工事(部位の一部でも可)	次のいずれかに当てはまる ・工事後の工事箇所が省エネ基準(仕様基準)※2を満たす工事 ・工事箇所に対して一定量以上の断熱材※3を設置または交換する工事

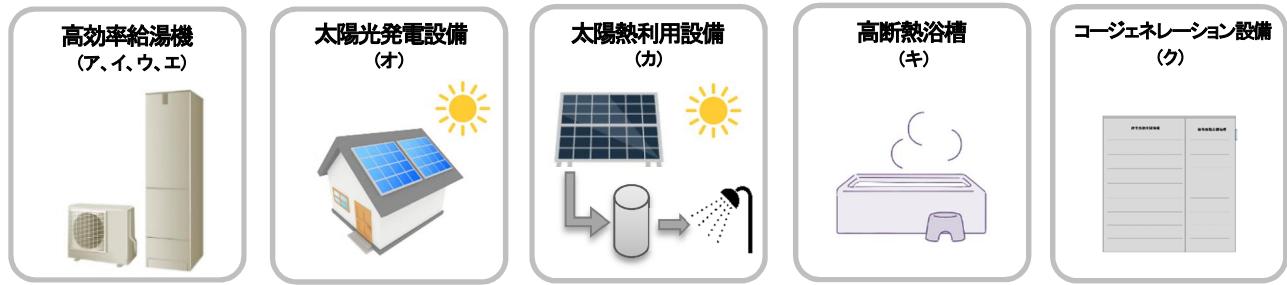
※1 上表のアまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能が省エネ基準※を満たす工事を行う場合も対象となります。

*建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イで定める基準

※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の1で定める基準

※3 断熱材の使用量に関する基準の詳細は、「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」にてご確認いただけます。

② 省エネ設備設置（交換）工事



対象設備 (次のアからクまでのいずれかに該当する設備)	性能に関する基準
高効率給湯機	アからエまでのいずれかの設置又は交換
ア 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） イ 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） ウ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	
オ 太陽光発電設備※	太陽電池アレイのシステム容量が1kW（JIS等に基づく測定・記載による）以上のもの ＊全量売電の場合は対象外です。
カ 太陽熱利用設備※	子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業で対象としている設備 ＊上記以外のものでも次の設備は対象となります。 ・JIS A 4111（太陽熱温水器）に規定される自然循環形太陽熱温水器でエネルギー消費性能計算プログラム（ https://house.app.lowenergy.jp/ ）で評価できるもの
キ 高断熱浴槽※	子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業で対象としている設備 ・JIS A 5532（浴槽）に規定される「高断熱浴槽」と定義された浴槽の性能を満たすもの
ク コージェネレーション設備※ (エネファーム)	温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト（住宅版）に掲載されている設備

※ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号）に定める計算方法において、設計一次エネルギー消費量の削減に寄与する設備（エネルギー消費性能計算プログラム（<https://house.app.lowenergy.jp/>）で評価できる設備）は対象となります。

■太陽熱利用設備・高断熱浴槽の対象設備はこちら

子育てグリーン住宅支援事業
(国土交通省ホームページ)

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/reform/>

■コージェネレーション設備の対象設備はこちら

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト(住宅版)
(一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページ)

<https://shoenekikiportal.hyoukakyukai.or.jp/#/cogenerations>

(2) 【グリーンリフォームローン】S の必須工事【要件工事】

次表の断熱改修工事を実施することが必要です。

■ 住宅内の一の区画^{※1}をZEH水準（仕様基準）^{※3}とする断熱改修工事

必要となる工事 (次のアおよびイに該当する工事)	工事後の要件 ^{※2}
ア 区画内の外気に接する開口部(窓・ドア等) の工事 (一箇所以上)	<p>次の全ての外皮性能がZEH水準（仕様基準）^{※3}を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画内の外気に接する全ての開口部 ・工事箇所の部位(区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床)の全体 <p>▼必要な工事イメージ(壁の断熱の場合)</p>
イ 区画内の外気に接する壁、天井、屋根または床のいずれかの部位に対する断熱材の工事 (部位の一部でも可)	

※1 区画とは、住宅内の一以上の居室を含む区画（壁、床、天井、窓、ドア等で区切られた空間）をいいます。

※2 上表のアまたはイの工事を行い、工事後の住宅全体の外皮性能がZEH水準^{*}を満たす工事を行う場合も対象となります。

*建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イで定める基準

※3 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の1の(2)のイまたはロおよび(3)に定める基準

B 省エネリフォーム工事【要件工事以外の工事】

Aの工事を実施する場合に融資対象となる工事【要件工事以外の工事】

※Bの工事単独では融資の対象になりません。

●省エネリフォーム工事【要件工事以外の工事】

Aの要件工事以外で、省エネリフォームに係る工事をいいます。

例1) 断熱改修工事および省エネ設備設置(交換)工事(要件工事の基準に該当しないもの)

例2) 節湯水栓、暖冷房設備、熱交換換気設備、LED照明、蓄電池(発電設備と連携するものに限ります[※])、節水型トイレ等の設置または交換

例3) 耐震補強工事(断熱改修工事、太陽光発電設備設置工事または太陽熱利用設備設置工事のいずれかと併せて行う、設備の設置による重量に建物が耐えることを目的に耐震性能を向上させる工事)

※電気自動車は対象外です。

C その他のリフォーム工事

□の省エネリフォーム工事と併せて行うその他のリフォーム工事も融資の対象とすることができます。

【その他のリフォーム工事の例】

- キッチンの取替 ●洗面所の交換 ●手すりの設置 ●段差解消工事 ●間取り変更 ●クロスの貼り替え
- 外壁塗装 ●シャッターの取り付け工事 ●外構工事（塀の設置、自転車置き場の設置、植樹・造園工事）

D 諸費用

□及び□の省エネリフォーム工事並びに□のその他のリフォーム工事に付随して発生する費用（お客様の負担分に限ります。）については、請負契約書に当該費用が含まれていない場合であっても、各費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、融資対象に含めることができます。

詳細は、[25 ページ](#)をご参照ください。

3 融資限度額

内容	高齢者向け返済特例を利用される方
<p>次の（1）から（3）までのいずれか低い額 (10万円以上、1万円単位)</p> <p>(1) 1,000万円 (2) 省エナリフォーム工事費の2倍※1※2の額 (3) リフォーム工事費※2※3※4※5の総額</p>	<p>次の（1）から（4）までのいずれか低い額(10万円以上、1万円単位)</p> <p>(1) 1,000万円 (2) 省エナリフォーム工事費の2倍※1※2の額 (3) リフォーム工事費※2※3※4※5の総額 (4) 機構による担保評価額(建物と土地の担保評価額の合計額)</p> <p>【土地】 固定資産税評価額×100/70×60%</p> <p>【建物】 全部改築工事以外の場合：(次の①と②の合計額)×60% ① 建物の固定資産税評価額×100/70 ② 工事請負契約書の請負金額^(*)に次のいずれかの評価率を乗じて得られる額 ・戸建てで請負金額が700万円以上の場合：42% ・戸建てで請負金額が700万円未満の場合：40% ・マンションの場合：45% 全部改築工事の場合：工事請負契約書の請負金額^(*)×60% ^(*)工事請負契約書の請負金額に除却費が含まれている場合は、当該除却費を除いた額となります。</p>

※1 省エナリフォーム工事以外のその他のリフォーム工事の融資額の上限は、省エナリフォーム工事に係る工事費の金額までです。

※2 印紙代、物件検査手数料等のリフォームに付随する諸費用(お客様の負担分)については、当該費用が発生したことがわかる書類をご提出いただくことにより、融資の対象となります。詳しくは、[25ページ](#)をご覧ください。

※3 リフォーム工事費とは、請負契約書に記載された金額(消費税を含みます。)をいいます。

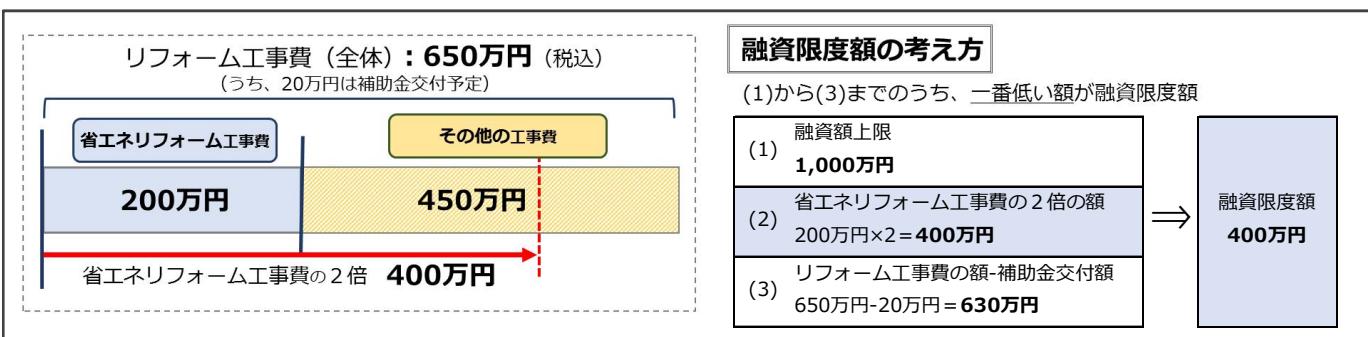
※4 非住宅部分の工事は対象外となります。

※5 国、地方公共団体等からリフォーム工事に対する補助金を受けられる方は、リフォーム工事費全体から補助金交付額を差し引いてください。

ご注意！

- 審査の結果によっては、融資をお断りする場合や融資額を減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 国、地方公共団体等からリフォーム工事に対する補助金を受けられる場合は、リフォーム工事費から補助金額を差し引いて融資額を算出します。
- 既に【グリーンリフォームローン】を利用し返済中の方(連帯債務者を含みます。)が借入申込みされる場合の融資限度額は、借入申込日現在における当該融資の借入残高と合わせて1,000万円までとなります。

■ 工事費の構成と融資限度額の考え方(例) <高齢者向け返済特例を利用しない場合>



4 返済期間・返済方法

	内容	高齢者向け返済特例を利用される方
返済期間	<p>次の（1）または（2）のいずれか短い年数の範囲内（1年単位）</p> <p>（1）10年</p> <p>（2）年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人または収入合算者のうちいずれか年齢が高い方の借入申込時の年齢（1歳未満切上げ）※</p> <p>※ 収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の5割を超える場合のみ</p> <p>（注）親子リレー返済（21ページ参照）を利用する場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）となります。</p>	申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまで
返済方法	<p>元金均等毎月払いまたは元利均等毎月払いのいずれかを選択してください。6か月ごとのボーナス払いも併用できます。</p> <p>※ ボーナス払い分は、融資額の10分の4以内（1万円単位）となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎月のお支払は利息のみです。 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方がから、融資住宅および土地の売却、自己資金等により、一括してご返済いただきます。 ボーナス併用払いはご利用いただけません。

5 融資金利

- ・**借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型**です。（注）
- ・原則として毎月見直します。最新の融資金利は、機構ホームページの「金利情報」をご覧いただくか、機構カスタマーセンターにお問合せください。

内容	高齢者向け返済特例を利用される方
<p>【グリーンリフォームローン】Sの適用有無および加入する団体信用生命保険の種類（*1）（*2）に応じて融資金利が異なります。</p> <p>（*1）団体信用生命保険の種類には、新機関団信、新機関団信（デュエット（ペア連生団信））および新3大疾病付機関団信があります。詳しくは、27ページ「団体信用生命保険」をご覧ください。</p> <p>（*2）健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、当融資をご利用いただけます。</p>	<p>【グリーンリフォームローン】Sの適用有無により、融資金利が異なります。</p> <p>※ 団体信用生命保険にはご加入いただけません。</p>

（注）申込受理日時点の金利が適用となります。なお、借入申込を郵送で行っていただくため、郵便の消印の日付を申込受理日とします。

ご注意！

- 借入申込後に、加入する団体信用生命保険の種類等を変更する場合は、適用となる融資金利も変更となります。融資金利の変更により、毎月の返済額が増加する場合は、変更のお申出時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきます。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合がありますので、加入する団体信用生命保険の種類等については、借入申込前に十分ご検討ください。
- 高齢者向け返済特例を利用される方は、団体信用生命保険をご利用いただけません。

6 返済額

■ 毎月の返済額の計算式（めやす）

【元利均等返済の場合】

$$\boxed{\text{借入希望額 (万円)}} \div 100 \times \boxed{\text{100万円当たりの返済額 (円) ※}} = \boxed{\text{返済額 (円) \\ <1円未満切捨て>}$$

※「[グリーンリフォームローン】金利のお知らせ」の
「100万円当たりの返済額（めやす）」をご参照ください。

【元金均等返済の場合（初回返済額）】

$$\boxed{\text{元金返済額 (円) \\ [借入希望額 ÷ (返済期間(年) × 12)] \\ <1円未満切捨て>}} + \boxed{\text{初回分の利息返済額 (円) \\ [借入希望額 × 融資金利 ÷ 12] \\ <1円未満切捨て>}} = \boxed{\text{初回返済額 (円)}}$$

【高齢者向け返済特例の場合】

$$\boxed{\text{借入希望額 (万円)}} \times \boxed{\text{融資金利 (%)}} \div 12 = \boxed{\text{返済額 (円) \\ <1円未満切捨て>}$$

7 総返済負担率

(1) 総返済負担率は、次表の基準以内であることが必要です。

年収（注）	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

（注）給与収入のみの方の場合は借入申込年の前年の給与収入金額、給与収入のみ以外の方の場合は借入申込年の前年の所得金額をいいます。

(2) 総返済負担率は、次の算式により計算します（小数点第2位以下切捨て）。

$$\text{総返済負担率 (\%)} = \left(\frac{\text{今回のリフォームに係る} \\ \text{借入金の年間返済額の } 1/12}{\text{申込本人の年収+収入合算者の年収のうち実際に合算する金額}} \right) + \left(\frac{\text{今回のリフォームに係る借入金以外の} \\ \text{借入金の年間返済額の } 1/12}{\text{申込本人の年収+収入合算者の年収のうち実際に合算する金額}} \right) \times 100$$

（申込本人の年収+収入合算者の年収のうち実際に合算する金額）の $1/12$

(3) 総返済負担率を計算する際に必要な「年間返済額」は、申込本人または収入合算者が借入名義人（債務者）となる全ての借入金を対象に算出します。申込本人または収入合算者に支払義務のある家賃・地代も借入金に含みます（下表を参照）。

借入金の種類		年間返済額	借入申込書等への記入方法
今回のリフォームに係る借入金	【機構借入金】	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済の場合は、適用金利による年間返済額 ・元金均等返済の場合は、第1回目返済額×12 ・ボーナス併用払いの場合は、ボーナス払いを併用しないものとして計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書の「資金計画」欄の「年間返済額の1/12」欄に、左の各借入金の年間返済額の1/12をご記入ください。
	【その他の借入金】 ○民間金融機関 ○勤務先 ○親・親戚・知人	年間返済額	
今回のリフォームに係る借入金以外の借入金	<ul style="list-style-type: none"> ○リフォームに必要な諸費用の借入金 ○自動車ローン（事業用を除きます。） ○教育ローン ○カードローン（事業用を除きます。） ○住宅ローン※1 ○賃貸住宅に係るローン※2 ○その他ローン（事業用を除きます。） ○分割により商品を購入した場合の購入代金（事業用を除きます。）※3 	<p>毎月返済額×12 +</p> <p>ボーナス返済額×2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左に該当する借入金や家賃・地代がある場合は、申込内容確認書の「1個人の借入等」の「(1)月払いのお借入」欄または「(2)クレジットカードによるお借入」欄にその借入金や家賃・地代をご記入の上、「2個人の借入金等の合計」欄をご記入ください。 ・「2個人の借入金等の合計」欄の「年間返済額の1/12の合計」を借入申込書の左下⑧欄にご記入ください。 ・自動車ローン、教育ローン、カードローン、住宅ローン、賃貸住宅に係るローン、その他ローンおよび分割代金は、申込日現在返済中のものは借入金に含みます。 ・融資の契約時までに最終返済日が到来する借入金または融資の契約時までに完済する旨の申出がある借入金（融資の契約時までに完済証明書等で返済が終了したことを確認できる場合に限ります。）については、総返済負担率の算定に当たって返済額に含めないことができます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○家賃 ○地代 ・今回のリフォームに係る借入金の資金実行後も継続して支払う家賃・地代が対象になります。 	毎月の家賃・地代×12	

※1 住宅を売却し、その売却代金により住宅ローンを完済できることが①および②の書類により確認できる場合は、当該ローンの返済額は総返済負担率の算定に含めないこととします。

なお、当該書類は、融資のご契約時までにご提出いただきます。

① 住宅ローンの借入残高が分かる書類（例：残高証明書など）

② 住宅の売却（予定）額が分かる書類（例：売買契約書、媒介契約書など）

（注）住宅の売却（予定）額により住宅ローンを完済できない場合は、不足分の完済原資に関する書類（預金通帳、金融機関からの借入承認通知書など）をご提出いただきます。

※2 アパート（1棟の共同住宅または寄宿舎）向けのローンであることが建物の登記事項証明書により確認できる場合は、総返済負担率の算定に当たって返済額に含めないことができます。

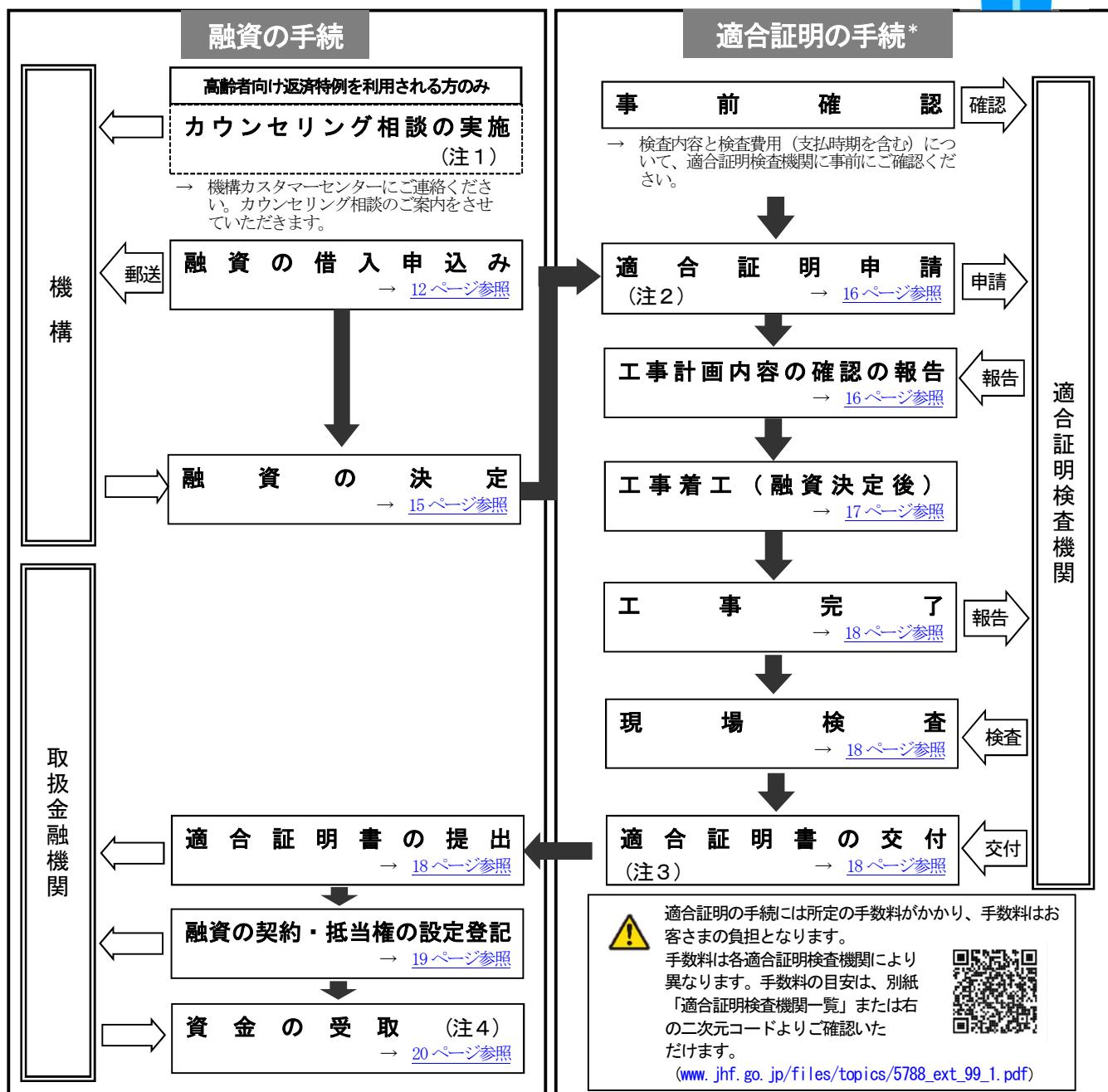
※3 携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は総返済負担率の算定に含める必要はありません。



融資手続



お申込みから資金の受取までの流れ



(注1) カウンセリング相談とは、申込予定の方（連帯債務を希望される場合は、連帯債務者となる予定の方を含みます。）全員に受け付けていただく、高齢者向け返済特例をよく理解していただくための説明です。原則、機構の本支店において受け付けていただきます。

(注2) 借入申込みと適合証明申請の順序は問いません。なお、適合証明申請をされますと、融資の結果が不承認の場合や辞退される場合でも、検査費用がかかりますのでご注意ください。

(注3) 【グリーンリフォームローン】をご利用いただくためには、実施する工事が希望する融資メニューに適合することを、あらかじめ適合証明検査機関に確認していただきます。着工前に適合証明検査機関に適合証明の申請を行い、工事計画内容について事前ヒアリングを受けてください。→ [16ページ参照](#)

(注4) 高齢者向け返済特例の場合：資金の受取は、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。

高齢者向け返済特例以外の場合：資金の受取は、融資の契約から2～3週間（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。

*取扱金融機関により異なる場合があります。

*リフォーム工事事業者が機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等の会員企業である場合、適合証明検査機関による物件検査を省略することができます（【グリーンリフォームローン】Sは対象外）。詳しくは[17ページ](#)をご覧ください。

- 1 所定の手続を行っていない場合は、お申込みの受付または融資の決定を取り消すことがあります。
- 2 担保提供者（申込本人または連帯債務者以外の建物・土地の共有者）がいる場合は、[22ページ](#)をご覧ください。

1 お申込み先・お申込方法

郵送により、機構本店郵送申込係にお申込みください。なお、Web からもお申込みいただけます（別冊参照）。

【機構本店郵送申込係】

〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構本店 郵送申込係（TEL 03-5800-8170）

- ※ 契約やご返済等の手続は、お客さまが希望された住宅金融支援機構業務取扱金融機関で行います。郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。
- ※ 機構（旧住宅金融公庫）融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関を今回の契約手続等を行う取扱金融機関としてお申込みいただきます。なお、現在ご返済中の取扱金融機関が【グリーンリフォームローン】の住宅金融支援機構業務取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなくお近くの住宅金融支援機構業務取扱金融機関をお申込みください。
- ※ 【グリーンリフォームローン】の住宅金融支援機構業務取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）または機構カスタマーセンターで確認してください。
- ※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は、同一の金融機関としていただきます。

ご注意！

- 機構（旧住宅金融公庫）融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、資金用途によってはご返済中の融資を完済していただく必要がある場合があります。
- 次の場合は融資をお断りします。
 - ・ 申込書もしくは提出書類に虚偽の記載があった場合または提出書類が真正なものではなかった場合
 - ・ 申込書または提出書類の記載内容に変更が生じた場合で、その届出がなかったとき。
- お申込みの日から6か月を経過する日の属する月の末日までは、お申込みのやり直し（辞退等の後の再度申込み）はできません。
- 提出された書類は、原則としてお返しできません。

提出書類

■ 全ての方にご提出いただく書類（各1部）

	書類名	入手先
①	【グリーンリフォームローン】借入申込書 ※ 借入申込書等は、機構ホームページ内の「借入申込書作成ページ」でも作成いただけます。詳細は 26ページ をご参考ください。 ※ 借入申込書（用紙）に「4枚目のみ押印」とありますが、申込本人及び連帯債務者の実印の押印はなくても差し支えありません。	機構カスタマーセンター [申込書類に同封]
②	【グリーンリフォームローン】の利用に関する申出書（第12号）	
③	申込内容確認書	
④	個人情報の取扱いに関する同意書	
⑤	高齢者向け返済特例を利用する場合 住宅金融支援機構 【グリーンリフォームローン】（高齢者向け返済特例）カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書（第182-9号）	カウンセリング相談時にお渡し
	※ ①から⑤までの書類は、申込人全員が自署し、ご提出ください。押印は不要です。	
⑥	提出書類送付書（参考書式第70-02号）	35ページ
⑦	運転免許証（平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。）、パスポート（住所の記載がされたものに限ります。）、マイナンバーカードまたは健康保険証のうちいずれかの写し ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ マイナンバーカード（写）をご提出いただく場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された裏面の写しは必要ありません。 ※ 健康保険証（写）をご提出いただく場合は、 <u>保険者番号および被保険者等記号・番号が記載された部分を塗りつぶした上で</u> ご提出ください。 ※ 収入および納税に関する公的証明書として、「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」をご提出いただく場合は、上記の写しのご提出は不要です。	申込人
⑧	建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（申込日前2か月以内に発行されたもの） ※ 登記情報サービスにより取得したものでも構いません。	法務局

	書類名	入手先
⑨	<p>申込本人の収入および納税に関する公的証明書（申込年の前年分（1月～12月分））（注1）（注2）</p> <p>【給与収入のみの方】</p> <p>アまたはイの書類</p> <p>ア 次のaまたはbのいずれかの書類</p> <p>a 住民税課税証明書または住民税納税通知書 (支払給与の総額の記載のあるもの)（注3）</p> <p>b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては25ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（37ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（注3） ※ 毎年5月～6月頃に市区町村から勤務先を通して交付されます。再発行はされませんのでご注意ください。</p>	<p>市区町村</p> <p>勤務先</p>
	【給与収入のみ以外の方】	
	<p>アまたはイの書類</p> <p>ア 次のaからcまでの全ての書類</p> <p>a 納税証明書（その2・所得金額用）</p> <p>b 納税証明書（その1・納税額用）</p> <p>c 確定申告書（写）</p> <p>イ 次のaおよびbの証明書</p> <p>a 次の(a)または(b)のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書 (所得金額の記載のあるもの)（注4）</p> <p>(b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（*） *収入情報取得サービスについては25ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（36ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（注5） ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載がある、またはaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることがわかる場合は、bの証明書の提出は不要です。</p>	<p>税務署</p> <p>aおよびbについては、電子納税証明書の提出も可</p> <p>市区町村</p>
	<p>公的年金収入のある方</p> <p>公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類（注6） (例示1)「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書（注7） (例示2) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書（注7）（*） *収入情報取得サービスについては25ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書（37ページ）をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>(例示3) 公的年金等の源泉徴収票</p> <p>(例示4) 納税証明書（所得金額用）及び確定申告書（写） ※ 非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、(例示1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問合せください。</p>	<p>市区町村等</p>
⑩	<p>【工事請負契約を締結している場合】</p> <p>工事請負契約書（写）</p> <p>【工事請負契約を締結していない場合】（注8）</p> <p>工事内容・金額等が確認できる書類（工事発注書、見積書等）（写）</p> <p>いずれの書類においても、次の（1）および（2）の内容を満たしていること。 (1) 省エネリフォーム工事費の内訳が確認できること (2) 省エネリフォーム工事に該当する項目に○印が付けられていること ※ 当該書類のイメージについては、23ページをご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資承認後に工事内容・金額に変更が生じた場合は、変更後の工事請負契約書等（写）に○印を付けたものを取扱金融機関にご提出いただきます。 お申込時に工事請負契約書（写）を提出していただけない場合は、金銭消費貸借（抵当権設定）契約時までに原本提示の上ご提出ください。その際、ご用意出来次第、なるべくお早めに取扱金融機関までご提出ください。 植樹・造園工事を行う場合は、その工事内容・金額等の内訳が明確に区分されたものをご提出ください。 	申込本人

	書類名	入手先
⑪	<p>【団体信用生命保険に加入する場合】</p> <p>新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書</p> <p>※ 高齢者向け返済特例を利用される方は団体信用生命保険をご利用いただけないため、提出不要です。</p> <p>※ 記入漏れが無いよう記入例をご確認いただきながら記入してください。</p> <p>※ 新3大疾病付機関団信に加入する場合で借入金額等が5,000万円を超えるときは、所定の健康診断結果証明書をご提出ください。(26ページをご確認ください。)</p> <p>なお、健康診断結果証明書の書式は、機関ホームページの新機構団体信用生命保険制度のご案内（ご加入の手順・ご注意点）からダウンロードして使用してください。</p>	機構カスタマーセンター [申込書類に同封]

(注1) 1～5月頃にお申込みされる場合で、申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられないときの取扱い

・給与収入のみの方	申込年の前年分の源泉徴収票をお申込時にご提出いただき、その源泉徴収票に記載された収入の金額により申込年の前年分の収入を確認します。申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられる時期になりましたら、申込年の前年分の収入証明書をご提出ください。
・給与収入のみ以外の方のみ以外の方	申込年の前年分の確定申告書（写）をお申込時にご提出いただき、その確定申告書（写）に記載された所得金額により申込年の前年分の所得を確認します。申込年の前年分の収入証明書の交付が受けられる時期になりましたら、申込年の前年分の収入証明書をご提出ください。

※ いずれの場合も資金の受取は、申込年の前年分の収入証明書の提出後になりますので、ご注意ください。

(注2) 農林漁業従事者の場合は、収入証明書について上記と異なる取扱いができる場合があります。

(注3) 市区町村の発行した証明書で、支払給与の総額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。

(注4) 市区町村の発行した証明書で、所得金額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。

(注5) 市区町村の発行した証明書で、納税額の記載があるものであれば、他の名称の証明書であってもご利用いただけます。

(注6) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。

(注7) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスにより取得した収入証明書に「公的年金收入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンター（にお問合せください）。

(注8) 工事請負契約書を締結していない場合は、工事完了後に住宅改良工事適合証明書を提出するときに住宅改良工事確認書の提出が必要です。この住宅改良工事確認書（用紙の入手先は取扱金融機関）は、工事内容、工事代金等を記載いただき、工事請負業者の確認が必要です（[17ページ参照](#)）。

ご注意！

- 提出書類の全てがそろっていない場合は、お申込みの受付はできません。
- [12ページ](#)の提出書類以外に、審査上必要な書類（例：他の借入金に関するローン申告書、預金通帳等）の提出（提示）や来店をお願いする場合があります。また、申込内容を確認するに当たって、自宅または勤務先へ電話させていただく場合があります。
- 後日、機関において融資住宅の調査や工事費の支払の調査を行うことがあります。機関の返済が完了するまで、機関との契約書と一緒に工事請負契約書や領収書を大切に保管しておいてください。
- 工事請負契約を締結する場合、思ぬトラブルに巻き込まれないよう、契約書等の内容をよく確認し、自ら署名・押印してください。

■ 当てはまる方のみご提出いただく書類（各1部）

項目	書類名	入手先
高齢者向け返済特例を利用する方	<p>①通知に関する申出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（本籍地記載のもの）を添付していただきます。 	33ページ (住民票は市区町村)
	<p>②機関融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書（第11-1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。）の署名が必要です。 ・配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。）の方が連帯債務者として申し込む場合は不要です。 	機構ホームページ (裏表紙)
	<p>③土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（申込日前2か月以内に発行されたもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 敷地権登記がされたマンション等をリフォームする場合は不要です。 ※ 登記情報サービスにより取得したものでも構いません。 	法務局
	<p>④固定資産税に関する書類 ※申込年度と同一年度のもの</p> <p>【全部改築工事以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 家屋および土地の固定資産税評価証明書（原本） b 家屋および土地の固定資産税の課税明細書（原本） <p>【全部改築工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 土地の固定資産税評価証明書（原本） b 土地の固定資産税の課税明細書（原本） 	市区町村
連帯債務者の収入を合算する場合または親子リレー返済を利用する場合	連帯債務者の収入および納税に関する公的証明書（申込年の前年分）	13ページ の⑨と同じ

項目	書類名	入手先
申込年の前年1月以降に転職や就職をした場合 (申込本人および収入合算者)	次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。 ア 給与証明書(参考書式第4の1の1号) ・転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。 イ 給与明細書 ・割戻対象期間の全期間分をご提出ください。	勤務先 [「給与証明書」の書式は機構ホームページ] 申込人
外国人の方 ※親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族を含む。	次の①から③までのいずれかの書類をご提出ください。 ① 在留カード(写) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定されているもの ② 特別永住者証明書(写) ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条に規定されているもの ③ 外国人登録証明書(写) ・旧外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの	申込人 申込人 申込人
住民票		市区町村
親族が居住する住宅について融資を受ける場合	親族居住に関する申出書(グリーンリフォームローン用)(第13号) 39ページ	市区町村
戸籍抄本または住民票	・申込本人と融資家屋に入居する親族の続柄が確認できるものが必要です。	市区町村
【次の①から③までのいずれかに該当する方の場合】 ①申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合 ②申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合 ③連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合	次のアまたはイのいずれかの書類の原本を提示の上、写しをご提出ください。原本は、融資予約(承認)後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。 ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類 ① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。 ② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないこと。 イ 次の①および②の内容と同趣旨の事項が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本 ① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。	市区町村

(注) 申込年の前年1月以降に、事業を始めた方、年金の受給を開始された方、産休・育休期間がある方または海外勤務期間がある方は、提出書類および手続の一部が異なりますので機構カスタマーセンターにお問合せください。



- 1 上記の表以外に審査上必要な書類の提出や提示をお願いすることがあります。
- 2 正規の工事請負契約書と異なるものを提出した場合、契約内容に変更が生じたことについて届出がない場合等は、融資をお断りします。融資金の受取後、同様の事実が発覚した場合は、融資金を一括して返済していただきます。

2 融資の決定

機構から「融資承認通知書」と「返済額のご通知」が郵送されますので、返済額等をご確認ください。
融資の決定後、契約関係書類を取扱金融機関からお渡しします。その際、今後の手続をご説明します。

ご注意!

- 融資の決定後であっても、申込内容に疑義が生じた場合は、再審査を行います。その結果、融資額を減額する場合または融資の決定を取り消す場合があります。また、「融資承認通知書」に記載されている融資承認条件を履行していただけない場合は、融資額を減額する場合または融資の決定を取り消す場合があります。

3 適合証明申請（工事計画内容の確認）

工事着工前に適合証明検査機関に適合証明の申請を行い、工事計画内容について適合証明検査機関からヒアリングを受けていただきます。

申請の際は、次の書類を適合証明検査機関に提出していただきます。

ご注意！

- 適合証明の手続には所定の手数料がかかり、手数料はお客様の負担となります。手数料は各適合証明検査機関により異なります。
詳しくは、適合証明検査機関にお問合せください。(22ページを参照)
- 工事が設計図書どおり施工されているかどうかのチェックや工事の進捗管理については、別途専門家（建築士）に依頼する必要があります。

提出書類

■ 全ての方にご提出いただく書類

書類名	部数	入手先
① 住宅改良工事適合証明申請書（第一面～第二面）	1部	機構ホームページ
② 建物の登記事項証明書（写）	1部	法務局

■ 【グリーンリフォームローン】をご利用の方にご提出いただく書類

書類名	部数	入手先
① 住宅改良工事適合証明申請書 別紙1※1	1部	機構ホームページ
② 工事の実施内容がわかるもの（該当する工事内容や箇所により提出書類が異なります。）		
断熱改修工事		
●開口部（窓・ドア等）の工事をする場合		
開口部等の仕様がわかる資料（製品カタログ等）		
●断熱材の設置または交換工事をする場合		
【省エネ基準（仕様基準）※2を満たす工事をするとき】		
断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率*）がわかる資料（製品カタログ等）		
*熱伝導率による場合は断熱材の厚さがわかる資料が必要です。		
【一定量以上の断熱材を設置または交換する工事をするとき】		
断熱材の熱伝導率と使用量（立方メートル）がわかる資料（製品カタログ、設計図面等）		
●住宅全体の断熱性能を省エネ基準※3以上とする断熱改修工事をする場合		
設計図書、計算書等		
省エネ設備設置（交換）工事		
設備の性能がわかる資料（製品カタログ等）		

※1 国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。

（補助事業の例）子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業、住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業

※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）

※3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イで定める基準

■ 【グリーンリフォームローンS】をご利用の方にご提出いただく書類

書類名	部数	入手先
① 住宅改良工事適合証明申請書 別紙2※1	1部	機構ホームページ
② 工事の実施内容がわかるもの（該当する工事内容ごとに提出書類が異なります。）		
●住宅の一の区画をZEH水準（仕様基準）※2とする断熱改修工事をする場合		
・設定した一の区画がわかる資料（平面図等）	1部	
・設置する開口部または付属部材等の仕様が分かる資料（製品カタログ等）	1部	
・断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率*）がわかる資料（製品カタログ等）	1部	
*熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料が必要です。		
●住宅全体をZEH水準※3とする断熱改修工事をする場合		
・設計図書、計算書等	1部	
設置する開口部または付属部材等もしくは断熱材の仕様（熱抵抗値、熱貫流率または熱伝導率※）がわかる資料（製品カタログ等）	1部	
*熱伝導率による場合は、断熱材の厚さがわかる資料が必要です。		

※1 国等の補助事業の申請書で性能値等がわかる場合には、当該申請書の代わりに提出することも可能です。

（補助事業の例）子育てグリーン住宅支援事業、子育てエコホーム支援事業、住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業

※2 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の1の(2)のイまたはロおよび(3)に定める基準

※3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イで定める基準

(注) 上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

工事計画内容の確認

適合証明検査機関から工事計画内容確認の報告が行われます。

用語解説

適合 証 明 検 査 機 閣	機構と適合証明業務の協定を締結している適合証明検査機関をいいます。
適合 証 明	機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅に施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。物件検査に合格すると「適合証明書」が交付されます。

<適合証明検査機関による物件検査を省略する場合（【グリーンリフォームローン】Sは対象外）>

リフォーム工事事業者が機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等※1の会員企業である場合、当該団体等がリフォーム工事の内容及び実施を確認し、交付する「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」を取扱金融機関に提出することで、適合証明検査機関による物件検査を省略できます※2。

なお、「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」の交付には手数料がかかる場合があります。詳しくは当該リフォーム工事事業者にご確認ください。

※1 最新の協定締結団体一覧は、機構ホームページをご確認ください。

https://www.jhf.go.jp/jigyousha/kijun/kensetsu_reform_kensa.html



※2 適合証明検査機関による物件検査を省略できる工事内容は、省エネ設備設置工事等に限ります。

4 工事着工

融資の決定後、着工してください。

5 工事完了および工事完了の報告（適合証明書交付）

工事完了後、適合証明検査機関に工事完了の報告を行ってください。

適合証明検査機関は、工事が完了した段階で、融資住宅が機構の定める技術基準に適合していることを現地において目視できる範囲で確認します（工事完了検査）。

報告に当たっては、次表の書類を適合証明検査機関に提出していただきます。

提出書類

書類名	部数	入手先
① 住宅改良工事完了報告書（※参考書式を使用する場合）	1部	機構ホームページ
② 工事箇所の写真 ・工事前および工事中※1の写真 撮影対象：融資対象となる全ての省エネリフォーム工事（3～5ページ） 撮影方法：省エネリフォーム工事実施箇所に、「撮影日」および「物件名※2」を記載した黒板、 画用紙等が写るように一緒に撮影してください（電子黒板アプリで撮影する場合は、「撮影日」および「物件名※2」を表示して撮影してください。） ※1 工事中の写真の提出は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限ります。 (例) 断熱材の設置工事（仕上げ材で隠蔽されるため） ※2 一戸建ての場合は「建物の所在地（地名地番または住居表示）」を、連続建て、重ね建ておよび共同建ての場合は「マンション名および住戸番号」を記載してください。	1部	工事請負業者
③ 建築確認が必要な工事の場合 検査済証（写） ・適合証明と完了検査を同一機関で行う場合は、提出不要です。 ・検査済証が未交付の場合は、検査の合格までに交付されることが必要です。	1部	申込本人

（注1）適合証明申請時の提出書類に変更がある場合は、該当する書類を併せて提出してください。

（注2）上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

工事完了検査に合格

適合証明検査機関から適合証明書が交付されます。

6 適合証明書等の提出

適合証明書の受領後は、次表の書類を取扱金融機関に提出してください。

提出書類

■全ての方にご提出いただく書類（各1部）

書類名	入手先
① 住宅改良工事適合証明書（金融機関提出用） ※機関と協定を締結したリフォーム事業者団体等の確認を受けた場合、「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」	適合証明検査機関
② 工事請負契約を締結している場合 工事請負契約を締結していない場合 工事請負契約書（写） ・原本の提示が必要です。	申込本人
	取扱金融機関
③ 工事費のわかる工事代金請求書（写） ・原本の提示が必要です。	申込本人
④ 工事内容・金額等が確認できる書類（工事発注書、購入契約書、見積書等）（写） ・原本の提示が必要です。 ・工事請負契約を締結していて、契約書に添付の内訳書等がある場合は、内訳書等をご提出ください。	申込本人



- 1 上表以外に審査上必要な書類の提出や提示をお願いすることができます。
- 2 正規の工事請負契約書と異なるものを提出した場合、契約内容に変更が生じたことについて届出がない場合等は、融資をお断りします。融資金の受取後、同様の事実が発覚した場合は、融資金を一括して返済していただきます。
- 3 植樹・造園工事を行う場合、提出書類②および③は工事内容・金額等の内訳が明確に区分されたものをご提出ください。

ご注意！

- 増改築を行って床面積に増減があるときは、工事完了後1か月以内に法務局に床面積の増減があったことの登記（表題（表示）登記の変更）の申請を行ってください。
- 後日、機構において融資住宅の調査や工事費の支払の調査を行うことがあります。機構の返済が完了するまで、機構との契約書と一緒に保管されます。

- 緒に工事請負契約書や領収書を大切に保管しておいてください。
- 工事請負契約を締結する場合、トラブルに巻き込まれないよう、契約書等の内容をよく確認し、自ら署名・押印してください。

7 融資の契約・抵当権の設定登記

(1) 手続

- 適合証明書等を取扱金融機関に提出された日以降、融資の契約（金銭消費貸借（抵当権設定）契約）を締結しますので、申込本人および連帯債務者は取扱金融機関の業務取扱店に来店してください。取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料*および実印を持参してください。
※ 運転免許証（平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。）、パスポート（住所の記載があるものに限ります。）またはマイナンバーカードのいずれか
- 取扱金融機関に（2）の書類を提出してください。
また、審査上、下記（2）に記載している書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- 申込本人および連帯債務者は、取扱金融機関への来店時に融資の契約書（金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書）に署名し、実印を押印していただきます（注1）。
（注1）融資の契約を締結する際の印紙税は、お客さまの負担となります。
- 高齢者向け返済特例をご利用される場合の抵当権設定登記は、原則として取扱金融機関が代行します（注2）。
（注2）抵当権の設定費用は、お客さまの負担となります。

(2) 提出書類

①全ての方にご提出いただく書類

	書類名	入手先
①	金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書 ・全ての氏名欄および実印欄を空欄のままご持参ください。 (担保提供者が契約締結前に担保提供承諾書を提出している場合) ※ 該当者の氏名欄に署名し、実印を押印したものをご持参ください。	取扱金融機関
②	印鑑証明書 ・申込本人および担保提供者（担保提供者兼連帯債務者を含みます。）、連帯債務者はそれぞれ1通※ご提出ください。 ・抵当権設定時に有効期限内（発行日から3か月以内）のものをご提出ください。 ※ 高齢者向け返済特例を利用される場合、申込本人および担保提供者（担保提供者兼連帯債務者を含みます。）は2通	市区町村
③	返済額のご通知	申込本人 ※ 融資承認通知書と併せて郵送しています。

ご注意！

- 金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書（写）は、返済が完了するまで大切に保管してください。

②当てはまる方のみにご提出いただく書類（各1部）

項目	書類名	入手先
抵当権の設定を行う場合 (高齢者向け返済特例を利用される方は必ずご提出ください。)	登記原因証明情報 建物の登記済証（権利証）※ 土地の登記済証（権利証）※ ※「登記済証」に代えて「登記識別情報」の通知を受けている場合は、取扱金融機関の指示に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士または取扱金融機関にご提出ください。なお、「登記識別情報」は極めて重要な情報なので、必ず封筒に入れて封緘してご提出ください。	取扱金融機関 申込本人
土地に抵当権を設定する場合 (高齢者向け返済特例を利用される方は必ずご提出ください。)	抵当権設定登記に関する委任状 ・申込人が記入し、実印を押印してください。	取扱金融機関
産休・育休期間中にお申込みされた方	土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ・借入申込日以降に発行されたものをご提出ください。	法務局
補助金を受ける場合	復職後の給与明細（写） ・勤務先名が記載されたものに限ります。	勤務先
	工事費に関する届出書（リフォーム用）（参考書式第49の3号）	41ページ

確認事項

- 1 次の場合は、融資の契約ができず資金の受取時期が遅れますのでご了承ください。
 - ・申込本人および連帯債務者が融資の契約時にご来店いただけない場合
 - ・担保提供者が融資の契約時までに来店いただけない場合または担保提供承諾書の提出がない場合
- 2 上表①および②の提出書類以外に、審査上必要な書類の提出（提示）を依頼することおよび新住所の電話番号、勤務先等の連絡先を確認することができます。
- 3 申込日から6か月を経過する日の属する月の末日までに融資の契約を締結できない場合は、融資の決定を取り消すことがあります。

8 資金の受取

資金は、機構が定めている毎月2回の交付期間内にお受取ください。原則として、取扱金融機関に申込本人名義の口座を開設していただき、資金はその口座への振込みとします。ただし、取扱金融機関で支障がないと認めた場合に限り、申込本人に代わって代理人（工事請負業者、申込本人の家族等）が資金を受け取ることができます。この場合は、「資金の代理受領に関する委任状」の提出等の手続が必要になりますので、取扱金融機関にご相談ください。代理人が資金を受け取る場合は代理人の領収書（収入印紙が必要な場合があります。）を提出していただきます。

※ 高齢者向け返済特例の場合は、資金の受取は抵当権設定登記後になります。また、資金の受取の際、登記費用等を精算します。

※ 地震・噴火またはこれによる津波等の大規模自然災害、戦争・その他変乱、放射能汚染等が発生した場合は、当初予定していた時期に資金交付ができない場合があります。

ご注意！

- 代理人が資金を受け取る場合は、後日トラブルとならないよう自らの意思で確実に手続を行ってください。
- 資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は同一の口座となります。

所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行

機構の【グリーンリフォームローン】をご利用いただき、一定の要件にあてはまる方は所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

- 税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要です。借入申込書の「税控除残高証明書の送付回数」欄に回数をご記入ください。
- 残高証明書の郵送を希望された方には、金銭消費貸借契約を締結した年以後控除期間中、毎年、機構から「融資額残高証明書」を郵送いたします。郵送時期は、ご契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」(www.jhf.go.jp/hensai/index.html)をご参照ください。



- 残高証明書の発行希望回数に変更がある場合は取扱金融機関にお申出ください。
- ご自身において、借入申込前に税務署に税額控除の適用となる条件（リフォーム工事にかかる費用、返済期間、居住要件、住宅の専有面積等）をご確認されることをおすすめします。

(2025年10月1日現在)



その他の事項

1 収入合算をすることができる方（収入合算者）

次表の要件に当てはまる方（1名）の収入を合算することができます。

	内容	高齢者向け返済特例を利用する場合
要件	<p>次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方</p> <p>(1) 借入申込時の年齢が満79歳未満である方</p> <p>(2) 連帯債務者となる方</p> <p>(3) 次の①から③までの融資住宅の用途に応じて、それぞれに定める者に当てはまる方</p> <p>① 自ら居住するための住宅の場合 次の<u>いずれか</u>に該当する者であること。 ア 申込本人の直系親族で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 イ 申込本人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーの関係にある方をいいます。以下同じ。）で、申込本人と永続して同居する見込みのある者</p> <p>② セカンドハウスの場合 申込本人の直系親族または配偶者等であること。</p> <p>③ 親族が居住するための住宅の場合 次の<u>いずれか</u>に該当する者であること。 ア 申込本人の直系親族で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 イ 申込本人の配偶者等で、申込本人と永続して同居する見込みのある者 ウ 融資住宅の入居予定者（居住する親族）または当該入居予定者の同居世帯員</p> <p>(4) 収入合算者が外国人の場合は永住許可等を受けていること。</p>	<p>次の(1)から(3)までの全てに当てはまる方</p> <p>(1) 連帯債務者となる方</p> <p>(2) 次の①または②の融資住宅の用途に応じて、それぞれに定める者に当てはまる方</p> <p>① 自ら居住するための住宅の場合 借入申込時の年齢が満60歳以上の融資住宅に同居する直系親族または配偶者等</p> <p>② セカンドハウスの場合 借入申込時の年齢が満60歳以上の直系親族または配偶者等</p> <p>(3) 収入合算者が外国人の場合は永住許可等を受けていること。</p>
収入合算できる金額	<p>収入合算者の収入の全額が上限となります。</p> <p>収入合算する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合は、返済期間が短くなる場合があります。</p> <p>→ 8ページ参照</p>	収入合算者の収入の全額が上限となります。

2 親子リレー返済（高齢者向け返済特例を利用しない場合のみ）

親子リレー返済をご利用いただく場合は、次表の全ての要件にあてはまる方を後継者としていただく必要があります。

要件	申込本人との関係	申込本人の子供または孫（それぞれの配偶者を含みます。）で、定期的な収入のある方 ※ 申込本人に子供または孫がない場合は、申込本人の親族（申込本人の配偶者を除きます。）でも後継者になれることがあります。
	申込時の年齢	借入申込時の年齢が満79歳未満の方
備考	連帯債務者	後継者は「連帯債務者」となっていただきます。
	収入合算	後継者の収入の全額を合算できます。
備考	返済期間	「年齢による最長返済期間」は、「後継者」の申込時年齢（1歳未満切上げ）に基づき算出します。 → 8ページ参照

3 お申込み等ができる外国人の方

次のいずれかに該当する方	在留資格欄の記載
出入国管理及び難民認定法第22条第2項または第22条の2第4項の規定により永住許可を受けている方	永住者
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条、第4条または第5条の規定による特別永住者の方	特別永住者

※ 外国人の方が連帯債務者になる場合も上記の表のいずれかに該当することが必要です。

4 親族が居住する住宅について融資を受ける場合の親族の要件について

次の①および②の要件に当てはまる親族が居住する住宅を省エネリフォームする場合も、グリーンリフォームローンをご利用いただけます。

① 申込本人またはその配偶者の直系親族

例：申込本人の父母、祖父母、子、孫

(注) 上記に当てはまる方がいない場合は、申込本人またはその配偶者の3親等以内の血族および3親等以内の姻族の方までが対象となります。

例：申込本人のおじ、おば、おい、めい、兄姉、弟妹

② 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方

5 抵当権の設定（高齢者向け返済特例を利用される場合）

融資住宅および土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

抵当権の設定費用は、お客様の負担となります。

※ 高齢者向け返済特例を利用しない場合は、抵当権の設定は不要です。



抵当権を設定する融資住宅や土地を申込本人以外の方が所有または共有されている場合は、これらの所有者・共有者の方（担保提供者）には、次の「担保提供意思」の確認手続を行います。

確認時期 融資承認通知書発行後から融資の契約時まで

確認方法 ・担保提供者に、取扱金融機関までご来店いただき、抵当権の設定に関する確認を行い、「担保提供承諾書」（融資の契約時にご来店いただく場合は金銭消費貸借抵当権設定契約証書）に自署し、実印を押印していただきます。

取扱金融機関に来店の際は、運転免許証（平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。）※および実印をご持参ください。

※ 運転免許証を取得していない場合は、パスポート（住所の記載があるものに限ります。）またはマイナンバーカードでも可

・担保提供者が申込時点で申込本人または連帯債務者と同居していない場合には、「担保提供承諾書」を郵送により提出いただいても差し支えありません（「担保提供承諾書」はお申込時にご提出いただく封筒で融資承認通知書発行後に取扱金融機関から郵送します。）。

6 融資の要件となる工事

要件となる工事の詳細の基準等は、機構ホームページに掲載している「【グリーンリフォームローン】技術基準・物件検査のご案内」をご確認いただくか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

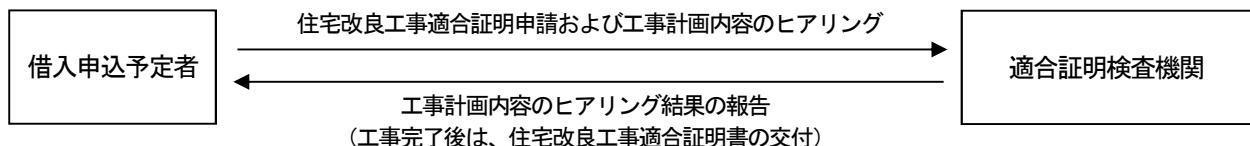
7 着工前の工事計画内容確認と工事完了後の現場検査・適合証明書

【グリーンリフォームローン】をお申込みいただくためには、着工前に適合証明検査機関による工事計画内容のヒアリングを受けていただき、実施する工事が希望する融資メニューに適合することを確認していただきます。また、適合証明検査機関は、工事完了後に機構の定める技術基準に適合していることを現地において目視できる範囲で確認します。この検査により機構の定める技術基準に適合していることを証明する書類を「適合証明書」といいます。適合証明書の作成に当たっては、建築の技術的な専門知識を要するため、適合証明検査機関に依頼することが必要です。

1 住宅改良工事適合証明申請および工事計画内容のヒアリング

・ 住宅改良工事適合証明申請および工事計画内容のヒアリングを行う前に、適合証明検査機関が検査するために必要な書

- 類（設計図書等）をご用意ください。
- 申請後におけるトラブルを避けるために、必ず申請先と申請を受理したことを示す書面（「住宅改良工事適合証明引受承諾書」等）を受け取り、申請した内容を確認してください。また、引受承諾書等に記載された適合証明書作成費（概算）をご確認ください。



注！意 住宅改良工事適合証明申請書にて申請するにあたり、「改良工事の内容」が借入申込書の工事内容と一致するよう記入してください。

2 住宅改良工事適合証明書の受領

工事完了後の検査により機関の定める技術基準に適合していることが確認されると、適合証明検査機関から次の適合証明書等が交付されますので、必ず受領してください。

申請者用	・住宅改良工事適合証明書（申請者用） ・住宅改良工事適合証明書付表
金融機関用	・住宅改良工事適合証明書（金融機関提出用）

<適合証明検査機関による物件検査を省略する場合（【グリーンリフォームローン】Sは対象外）>

リフォーム工事事業者が機関と協定を締結したリフォーム事業者団体等※1の会員企業である場合、当該団体等がリフォーム工事の内容及び実施を確認し、交付する「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」を取扱金融機関に提出することで、適合証明検査機関による物件検査を省略できます※2。

なお、「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」の交付には手数料がかかる場合があります。詳しくは当該リフォーム工事事業者にご確認ください。

※1 最新の協定締結団体一覧は、機関ホームページをご確認ください。

https://www.jhf.go.jp/jigyousha/ki_jun/kensetsu_reform_kensa.html



※2 適合証明検査機関による物件検査を省略できる工事内容は、省エネ設備設置工事等に限ります。

8 適合証明検査機関に関するお問合せ先

工事計画内容の確認（ヒアリング）や住宅改良工事適合証明書を作成する適合証明検査機関は、機関ホームページをご覧いただかず、機関カスタマーセンターまでお問合せください。

右の二次元コードより、適合証明検査機関および検査手数料をご確認いただけます。

www.jhf.go.jp/files/topics/5788_ext_99_1.pdf



9 太陽光発電設備から得られる売電収入の取扱いについて

融資住宅に設置する太陽光発電設備から得られる売電収入を、年収に加算することができます。

詳しくは機関ホームページをご覧ください。

www.flat35.com/loan/lineup/flat35/conditions/solar.html



10 工事内容・金額等が確認できる書類について

本融資は、工事費合計で最大1,000万円を上限に、省エネリフォーム工事と同額までのその他リフォーム工事にもご利用いただけます。省エネリフォームに係る工事費を確認するため、お申込み時に、工事内容・金額等が確認できる書類をご提出ください。[\(参照 13ページ : II-1-10\)](#)

1 工事内容・金額等が確認できる書類

省エネリフォーム工事【要件工事】の内容およびリフォームに要した工事費が確認できる、次の①～④のいずれかの書類です。

- ① 工事請負契約書 ② 工事発注書 ③ 購入契約書 ④ 見積書 等



実施する省エネリフォーム工事の内容が確認できる書類を提出してください。

- ※ 工事内容を確認するため、「一式」等の記載ではなく、内訳の記載があるものを提出してください。
- ※ ①工事請負契約書の場合も、工事内容が分かる内訳書を添付してください。
- ※ 工事完了後、適合証明書とともに、実施した工事内容・金額等が確認できる書類を取扱金融機関にご提出いただきます。

[\(17ページ参照\)](#)

2 工事内訳書等における省エネリフォーム工事の明示（記入方法）

- (1) 省エネリフォーム工事に該当する、内訳書等の項目および金額に○印を付けてください（該当する項目及び金額にまとめて○印を付けることも可）。
- (2) 省エネリフォーム工事に関する経費（諸経費を含みます。）についても、省エネリフォーム工事に含められます。該当項目および金額に○印を付けてください。

【省エネリフォーム工事に加算することができる経費の一例】

運搬費、発生材処分費、整理清掃費、諸経費 等

（参考）記入例：断熱改修工事と太陽光発電設備設置工事等の内訳書の場合

No.	項目	数量	単価	金額
1	断熱工事			
1	既存フローリング撤去	50m ²	1,000	50,000
2	床下地組	50m ²	3,000	150,000
3	新規フローリング	50m ²	4,000	200,000
4	断熱材(●●)	50m ²	2,000	100,000
5	同上施工費	1式	70,000	70,000
6	養生費	60m ²	500	30,000
7	太陽光発電設置工事			
7	モジュール メーカー〇〇 品番〇〇	20	70,000	1,400,000
8	パワーコンディショナー 品番〇〇	1	400,000	400,000
9	ケーブル 品番〇〇	5	10,000	50,000
10	架台	3	70,000	210,000
11	設備工事	1式	150,000	150,000
12	電気工事	1式	150,000	150,000
13	その他内装工事			
13	リビング 壁・天井クロス張替え	50m ²	1,000	50,000
14	キッチン 壁・天井クロス張替え	10m ²	1,000	10,000
15	清掃費	60m ²	500	30,000
16	資材運搬費及び諸経費	1式	50,000	50,000
			小計	3,100,000
			消費税	310,000
			税込合計	¥3,410,000

（1）省エネリフォーム工事に該当する項目
および金額に○印を付けてください。

（2）省エネリフォーム工事に関する経費（諸経費
を含みます。）に該当する項目および金額に
○印を付けてください。

11 所要額に含めることができる諸費用等

融資住宅のリフォーム工事に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまの負担分に限ります。）については、請負契約書に当該費用が含まれていない場合であっても、各費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、所要額に含めることができます。

所要額に含めることができる費用	確認書類
(1) 融資住宅の敷地に水道管または下水道管を引くための費用（水道負担金等）	【お客さまが請求先に直接支払う場合】 申請書、請求書または領収書※1
(2) 太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に、申込人に対して請求する費用をいいます。）	【事業者が支払いを代行した場合】 当該費用に係る金額が記載された請負契約書、売買契約書または注文書および注文請書※1
(3) 建築確認、中間検査、完了検査の申請費用	なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書又または領収書※1に融資住宅に係る費用であることが確認できる記載がある場合（融資住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
(4) 上記(3)以外の建築確認等に関する各種申請費用（次の〔表〕に記載のものに限ります。）	
(5) 適合証明検査費用	
(6) 住宅性能評価関係費用	
(7) 長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(8) 低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(9) 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく次に掲げる費用 ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅または基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）	
(10) リフォーム瑕疵保険付保に係る費用	
(11) ホームインスペクション（住宅診断）に係る費用	
(12) 融資住宅を建設するために既存家屋等の解体を行う場合又は融資住宅の改修を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込め含む。）に係る費用	
(13) 申込人が保有している請負契約書、売買契約書に貼付された印紙代	お客さまが保有している請負契約書または売買契約書
(14) 今回の借入に係る金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書に貼付された印紙代	金銭消費貸借（抵当権設定）契約証書
(15) 火災保険料※3（積立型火災保険商品※2に係るものを除きます。）および地震保険料※3	保険会社が発行した見積書
(16) 司法書士報酬または土地家屋調査士報酬（融資住宅およびその土地に係る登記費用）※4	司法書士または土地家屋調査士が発行した見積書※1
(17) 上記(16)の登記に係る登録免許税	
(18) つなぎローンを利用する場合に発生する金利および融資手数料※5※6 (申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬または土地家屋調査士報酬※4および登記に係る登録免許税を含みます。)	金利および融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、(14)、(16)および(17)の確認書類と同じ。

※1 内容が確認できる書類であれば、名称は問いません。

※2 満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品をいいます。

※3 保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。

※4 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※5 金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認する場合に限ります。

※6 今回の【グリーンリフォームローン】の借入れにより完済されるつなぎローンに限ります。

[表] 建築確認等に関する各種申請費用

建築確認等に関する各種申請費用	
(1) 浄化槽申請手数料	(2) 土地区画整理法第76条申請手数料
(3) 市街化調整区域申請手数料	(4) 都市計画法第53条建築許可申請手数料
(5) 建築基準法第88条工作物申請手数料	(6) 風致地区申請手数料
(7) 中高層申請手数料	(8) 狹あい道路申請手数料
(9) 文化財保護法第93条申請手数料	(10) 都市計画法第29条開発許可申請手数料
(11) 農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含みます。）	(12) ホームエレベーター申請手数料
(13) 水路占用許可申請手数料	(14) 沿道掘削申請手数料
(15) 建築基準法第43条第2項第2号道路申請手数料	(16) 急傾斜崩壊危険区域申請手数料
(17) 河川占用許可申請手数料	(18) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可申請手数料
(19) 構造計算適合性判定手数料	

12 収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報をご提出いただくことで、公的収入証明書等の提出に代えられます。

役所等に行く必要がなく、24時間、無料で取得できるメリットがあります。機構ホームページまたは右の二次元コードにアクセスの上、ご利用ください。

※ 第3土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。

※ ご利用に際して発生する通信料は、お客様負担になります。



取得費無料

いつでもどこでも

プリンターがなくても
対応可能

約10分とスピーディー

※券面の参考書式をご利用いただけます。

※帳票のダウンロードまでの所要時間が概ね10分です。

ご利用イメージ

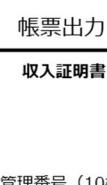
収入情報取得
サイト
へアクセス



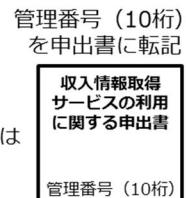
マイナンバー
カード認証



収入情報取得
サイトから
帳票を
ダウンロード



帳票出力
収入証明書
または
管理番号（10桁）



提出

13 Webによる借入申込書等の作成について

借入申込書等を、ウェブ上で作成いただくことができる「借入申込書作成ページ」をご用意しています。以下の二次元コードまたは機構ホームページの【グリーンリフォームローン】ページ内「借入申込書作成ページ」からアクセスいただくことにより、ご利用いただけます。

※ ご利用に際して発生する通信料は、お客様負担になります。

※ 当作成ページは、借入申込書等一部の作成のみに対応しています。別途、機構カスタマーセンターまたは機構ホームページのグリーンリフォームローンのページより資料一式をご請求いただき、必要書類へのご記入が必要となります。

借入申込書作成ページのご利用で、次の機能により借入申込書の作成の省力化が可能です。

- 入力項目のエラーチェック
- 返済額等の自動計算機能

- 入力内容に関するガイダンス機能
- 住所やフリガナの自動入力

ご利用イメージ

①アクセス



機構ホームページ（各融資ページ）
からもアクセス可能です。
※ご利用にはメールアドレスが必要となります。

②入力

借入申込書作成ページ



③印刷・署名等



④機構へ郵送



⚠ Webからはお申込みいただけません。



<サービス提供の終了のお知らせ>

借入申込書作成ページは、令和8年3月末でサービス提供を終了します。本ページで作成いただいた借入申込書のデータは、サービス提供終了後は印刷できなくなりますのでご注意ください。
なお、今後の借入申込にあたっては、ぜひWeb申込サービスをご活用ください。

(グリーンリフォームローンWeb申込サービス) ※高齢者向け返済特例をご利用の場合を除く
<https://www.jhf.go.jp/kojin/gr1/gr1web.html>



14 団体信用生命保険

団体信用生命保険は、ご加入者が死亡・所定の身体障害状態になられた場合など^{※1}に、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の機構に対する債務のご返済が不要となる生命保険です。住宅金融支援機構が保険契約者・保険金受取人、団体信用生命保険のご加入者が被保険者となり、支払われた保険金^{※2}が債務に充当される仕組みです。団体信用生命保険には、以下のとおり「新機構団信」と「新3大疾病付機構団信」の2つがあります。

なお、高齢者向け返済特例を利用する場合は、団体信用生命保険にはご加入いただけません。

※1 新3大疾病付機構団信は、死亡・所定の身体障害状態に加えて、3大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）が原因で一定の要件に該当した場合および公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態などになられた場合も残りの返済が不要となります。

※2 死亡保険金、身体障害保険金、3大疾病保険金および介護保険金をいいます。

保障内容の概要

新機構団信

- 次のいずれかの場合に、保険金が支払われます。
 - ・死亡されたとき
 - ・身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき

<身体障害状態の例>

人工透析を受けており、
自己の身辺の日常生活が
極度に制限されている
(1級)
＊()内は身体障害認定の等級



スポーツや交通事故による身体障害
故による身体障害



スポーツ中のケガ
で車椅子生活に…
交通事故で両足を切断



- 満80歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。
- 連帯債務者であるご夫婦で「デュエット」（ペア連生団信）に加入できます。

～「デュエット」（ペア連生団信）とは～

- ご夫婦で連帯債務者となる場合は、どちらかひとりがご加入いただくか、ふたりで「デュエット」（ペア連生団信）にご加入いただけます。「デュエット」をご利用いただくとどちらかが万一の場合に、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、住宅の持分、返済割合などにかかわらず、以後の機構に対する債務の返済が不要となります。「デュエット」を利用できる夫婦とは、戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。
- 新3大疾病付機構団信では「デュエット」をご利用いただけません。

新3大疾病付機構団信

- 次のいずれかの場合に、保険金が支払われます。
 - ・死亡されたとき（新機構団信と同じ。）
 - ・身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき（新機構団信と同じ。）
 - ・3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）が原因で、一定の要件に該当したとき
急性心筋梗塞、脳卒中を発病した場合は、「所定の状態が60日以上継続」したと診断されたときだけでなく、「治療を直接の目的として所定の手術」を受けたときも保障されます。
 - ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態または所定の要介護状態に該当したとき

<要介護2以上の状態または所定の要介護状態の例>

食事、排泄、入浴
衣服の着脱に介助
が必要な状態



介護者に抱えられ、リフトなどの
機器を用いなければ、浴槽への出
入りがひとりではできない状態

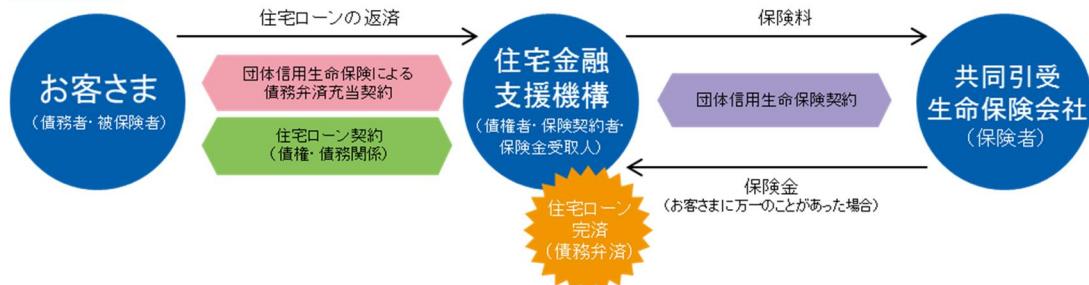


松葉杖や手すりなどで支えても、歩
行がひとりではできない状態（車椅
子がなければ移動できない状態）

- 満75歳の誕生日の属する月の末日まで保障されます。満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは「新機構団信」の保障内容になります。

*健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資をご利用いただけます。

仕組み



加入手続き

●ご加入にあたっては、「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に必要事項を記入し、借入申込時にご提出ください。

- * 「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、診断書等を提出いただく場合があります。
- * 診断書等の作成料や検査料などの費用はお客様の負担となります。

●「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」は大変重要な書類です。記入日（告知日）現在のありのままの状態をご本人がもれなく正確にご記入ください。

告知の内容と事実が異なっていた場合には、保険金が支払われず債務を弁済できないことがあります。

●新機構団信と新3大疾病付機構団信は保障内容が異なりますので、いずれかをご選択ください。ご加入いただいた後に保障内容の変更はできません。

なお、「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」による加入審査の結果、「新3大疾病付機構団信」にご加入いただけない方は、「新機構団信」に切り替えてご加入いただける場合があります。

●融資を利用する方がご加入いただけます。

融資を利用する方（債務者）がふたりいる場合（親子リレー返済の場合を含みます。）は、どちらかひとりがご加入いただけます（ご夫婦※で連帯債務者となる場合は、ふたりでご加入いただける「デュエット」（ペア連生団信）を利用できます。）。

ご加入いただいている方が保険金の支払事由に該当しても、債務は弁済されません。

- * 戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーの関係にある方を含みます。

- * 満80歳の保障終了時点で連帯債務者がいる場合

新機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者は新たに新機構団信に加入申込みをすることができます。なお、保障が終了となるご加入者が当初新3大疾病付機構団信に加入されていた場合は、満51歳未満の連帯債務者に限り、新3大疾病付機構団信に加入申込みをすることができます。ただし、健康上の理由その他の事情でご加入いただけない場合があり、その場合も、融資金利は変わりません。

●新3大疾病付機構団信へのご加入を希望する方で、機構からの借入金額等が5,000万円を超える方※は、「告知事項」の有無にかかわらず、所定の「健康診断結果証明書」をご提出ください。

※ 既に新3大疾病付機構団信・3大疾病付機構団信に加入されている場合（今回同時に申込みされる分を含みます。）は、その保険金額（債務残高）を通常算します。

*「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の告知事項の内容等によっては、「健康診断結果証明書」に加えて診断書等を提出いただく場合があります。

*「健康診断結果証明書」および診断書等の作成料や検査料などの費用はお客様の負担となります。

●保険金額の上限は1億円です。

新たにご加入いただけるのは、次の①から③までの保険金額（債務残高）を合算して1億円までの場合に限ります。

- ① 今回申し込む機構融資の借入予定額
- ② 現在、【フラット35】（買取型）または機構融資等※を返済中で、住宅金融支援機構の団体信用生命保険に加入中の場合は、その保険金額（債務残高）

※ 旧住宅金融公庫融資、沖縄振興開発金融公庫融資および旧住宅金融公庫融資とあわせて融資を受けた福祉医療機構融資を含みます。

- ③ 今回同時に申し込まれた①以外の機構融資、【フラット35】（買取型）または沖縄振興開発金融公庫融資で新機構団信制度を利用する場合はその借入予定額

団体信用生命保険の種類に応じた融資金利

団体信用生命保険の種類（新機構団信、新機構団信（「デュエット」（ペア連生団信））または新3大疾病付機構団信）に応じて、融資金利は異なります。詳しくは、「【グリーンリフォームローン】金利のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページの「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンターにお問合せください。

！ ご注意

返済が終了するまでの間に団体信用生命保険の保障が終了する年齢（満80歳）に達するなど団体信用生命保険の保障内容に変更が生じた場合や被保険者の故意により団体信用生命保険が免責となったときなど、住宅金融支援機構が債務の弁済を行わないこととなった場合であっても、融資金利は、ご契約時の金利から変更されません。これは、住宅金融支援機構が負担する保険料、将来の保険料の変動リスクなどを考慮して、融資金利を決定しているためです。

団体信用生命保険の概要

申込みにあたっては、新機構団信・新3大疾病付機構団信の『重要事項説明（「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」）』を必ずご確認ください。

加入条件	次の(1)および(2)の両方に該当する方 * 健康上の理由その他の事情で加入できない場合があります。			
	新機構団信 (1)「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満の方 (2)幹事生命保険会社の加入承諾がある方 * デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合は、おふたりとも条件にあてはまることが必要です。			
デュエット (ペア連生団信)	新機構団信	利用可	新3大疾病付機構団信	利用不可
保障の開始	資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には最終回資金受取日）			
保障の終了	次のいずれかが到来したときに、保障は終了します。 (1)死亡したとき。 (2)いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき。 (3)満80歳の誕生日の属する月の末日 * 新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満80歳未満の方おひとりでのご加入となります。 * 新3大疾病付機構団信の被保険者は、満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは新機構団信の被保険者となり、3大疾病保障・介護保障はなくなります。 (4)最終返済日前に全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により住宅金融支援機構との債権債務関係が消滅した日 (5)金銭消費貸借契約の最終返済日 (6)期限前の全額返済義務を履行すべき事由に該当したとき（期限の利益を喪失したとき）。 (7)提出した「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に事実を告げなかつたか、または事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (8)詐欺・不法取得目的により被保険者となり、その被保険者について保険契約が取消しまたは無効とされたとき。 (9)新機構団信のデュエット（ペア連生団信）の被保険者は、被保険者のいずれかの方が死亡または身体障害保険金の支払事由に該当し、新機構団信により住宅金融支援機構の債務が弁済されたとき。 (10)保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (11)団信契約の存続を困難とする(7)・(8)・(10)と同等の重大な事由があり、その被保険者について保険契約が解除されたとき。 (12)金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき。			
機関に対する債務が保険により全額弁済される場合	次のいずれかに該当した場合は、ご加入者の住宅の持分や返済額などにかかわらず、機構に対する残債務が保険により全額弁済されます。			
	新機構団信 (1)死亡されたとき。 (2)保障開始日以後の傷害または疾病により、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき。 * デュエット（ペア連生団信）にご加入の場合、おふたりのどちらかが死亡または所定の身体障害状態になられたとき。 * ただし、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が死亡または所定の身体障害状態になったときは、弁済されません。			
	新3大疾病付機構団信 (3)上記(1)または(2)のほか、次の①から③までのいずれかに該当したとき。 ①がん 保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。 * ただし、以下の場合には弁済されません。 ア 上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん イ 保障の開始日前に所定の悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合 ウ 保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合 エ 保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の再発・転移などと認められる場合 ②急性心筋梗塞 保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ア 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。 イ 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。 ③脳卒中 保障の開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ア 脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 イ 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき。			

<p>機構に対する債務が保険により全額弁済される場合</p>	<p>(4)上記(1)から(3)までのほか、次の①または②のいずれかに該当したとき。 ①保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 ②保障開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当し、該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したことが、医師によって診断確定されたとき。</p>																
<p>債務弁済されない場合</p>	<p>次のいずれかに当てはまる場合、機構に対する債務は弁済されません。</p> <p>新機構団信</p> <p>(1)次の免責事由に該当された場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">死亡保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日から1年以内の自殺・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">身体障害保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存 </td> </tr> </table> <p>* ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われことがあります。</p> <p>(2)告知義務違反による解除の場合 「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」において事実を告げなかつたかまたは事実と異なることを告げ、その被保険者について保険契約が解除された場合（ただし、支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらない場合には、支払われます。）</p> <p>(3)保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">身体障害保険金</td> <td> <p>身体障害保険金のお支払は、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p> </td> </tr> </table> <p>(4)支払事由に該当しない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">身体障害保険金</td> <td> <p>身体障害者福祉法に基づき、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が保障開始日前に生じていた場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しないときなど</p> </td> </tr> </table> <p>(5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 被保険者による詐欺の行為を原因として、その被保険者について保険契約が取消しとされた場合、または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、その被保険者について保険契約が無効である場合</p> <p>(6)重大事由による解除の場合 被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、その被保険者について保険契約が解除された場合</p> <p>新3大疾病付機構団信</p> <p>上記1から(6)までのほか、次のいずれかに当てはまる場合、機構に対する債務は弁済されません。</p> <p>(7)支払事由に該当しない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">3大疾病保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ・保障の開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移などと認められる場合 </td> </tr> </table> <p>(8)次の免責事由に該当された場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">介護保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* </td> </tr> </table> <p>* ただし、戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金の全額または一部を削減した額が支払われことがあります。</p> <p>(9)保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">3大疾病保険金</td> <td> <p>急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる傷病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 5px;">介護保険金</td> <td> <p>介護保険金のお支払は、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p> </td> </tr> </table>	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日から1年以内の自殺・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意 	身体障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存 	身体障害保険金	<p>身体障害保険金のお支払は、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>	身体障害保険金	<p>身体障害者福祉法に基づき、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が保障開始日前に生じていた場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しないときなど</p>	3大疾病保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ・保障の開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移などと認められる場合 	介護保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* 	3大疾病保険金	<p>急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる傷病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>	介護保険金	<p>介護保険金のお支払は、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日から1年以内の自殺・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意 																
身体障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* ・デュエット(ペア連生団信)の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存 																
身体障害保険金	<p>身体障害保険金のお支払は、所定の身体障害保険金の支払事由の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷害または疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>																
身体障害保険金	<p>身体障害者福祉法に基づき、2つ以上の身体障害に重複して該当したことにより1級または2級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障害の該当の原因が保障開始日前に生じていた場合で、その障害を除いた他の障害が1級または2級の障害に該当しないときなど</p>																
3大疾病保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん ・保障の開始日前に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合 ・保障の開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)の再発・転移などと認められる場合 																
介護保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為・被保険者の薬物依存・戦争その他の変乱* 																
3大疾病保険金	<p>急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる傷病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>																
介護保険金	<p>介護保険金のお支払は、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、または所定の要介護状態の原因となる傷害または疾病が、保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払の対象となりません。</p>																

<お借入後の注意事項>

1 返済金は、取扱金融機関の口座から原則として決められた期日に引き落とされます。口座の残高が不足することがないよう、お気をつけください。返済日に引き落とされない場合には、通常の返済金（元金+利息）の支払いに加えて、別途「延滞損害金（年14.5%（年365日の日割計算））」の支払義務が発生します。

2 次のような場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。

- 6か月以上、毎回の返済金（元金+利息）※の返済を怠った場合

※高齢者向け返済特例を利用される場合は、利息

- 無断で融資住宅に住まない場合または他人に賃貸・譲渡した場合

- 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合

- 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合

- 自ら居住する住宅の建設・購入のための融資を機構から重複して受けた場合

- 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合

- 反社会的勢力であることが判明した場合

3 返済方法を変更するときは

お客様が収入等の変化により返済方法の変更を希望され、機構が承認した場合、次のような返済方法の変更ができます。

- ・返済日の変更
- ・ボーナス返済月の変更
- ・ボーナス払いの取りやめ

- ・毎月返済分とボーナス返済分との内訳変更

- ・元利均等返済から元金均等返済または元金均等返済から元利均等返済への変更

- 高齢者向け返済特例をご利用の場合は、返済日の変更のみが可能です。

- その他の返済方法の変更もありますので、ご返済中の取扱金融機関にご相談ください。

- この手続には、手数料は必要ありません。

4 融資金を繰り上げて返済するときは

ご返済中において、お客様の収入の変化によりまとまった蓄えができるとき、家計に余裕が生まれたとき等は、ご返済の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

なお、高齢者向け返済特例において、申込人（連帯債務者を含みます。）がご存命中に融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただたく場合には、融資金の残金全額についてお支払いいただきます。

■融資金の全額を繰り上げて返済するとき。

- 繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。

- この手続には、手数料は必要ありません。

■融資金の一部を繰り上げて返済するとき。

- 繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。

- 繰り上げて返済できる額は100万円以上※です。また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は月々の返済日です。

※「住・My Note」（ご返済中のお客様向けのインターネットサービス）をご利用いただいた場合、10万円以上*から繰上返済をご利用いただけます

（高齢者向け返済特例を利用する場合は、住・My Noteによるお申込みはできません。）詳しくは、機構ホームページをご覧ください。

* 毎月のご返済額を減らすではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、1か月以上の元金（ボーナス払いをご利用の場合は、ボーナス払いの分を含めた6か月単位の元金）が必要になります。高齢者向け返済特例をご利用の場合は、期間短縮はできません。

- この手続には、手数料は必要ありません。

5 融資住宅および土地の売却に伴う税金

- 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

■高齢者向け返済特例をご利用の場合

- 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、金銭消費貸借（抵当権設定）契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」（www.jhf.go.jp/hensai/index.html）をご覧ください。

また、不明な点は取扱金融機関へお問合せください。

なお、返済の途中に事情が変わった場合は、機構カスタマーセンターまたは取扱金融機関に早めにご相談ください。



債権の信託について

(証券化による資金調達について)

機構は保有する債権を信託し、これを裏付けとした証券を発行して、融資する資金の一部を調達することとしています。

(取扱いについて)

お客様に対する債権の信託を行った場合であっても、契約で定められた条件に変更はなく、引き続き取扱金融機関および機構が責任を持って行いますので、毎月の返済その他一切の取扱いにおいて変更是ございません。

なお、債権を信託する場合または信託を解除する場合は、その旨の通知は行いませんので、あらかじめご了承願います。

<プライバシーポリシー（個人情報保護方針抜粋）>

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客様に関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員および職員の義務

次の(1)および(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

(1) 機構の役員および職員またはこれらの職にあった者

(2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

5 委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客様から取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。

(2) お客様の同意があるときまたはお客様に提供するとき。

(3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。

(5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。

(6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することができます。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構ホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および9のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客様本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続および開示に係る手数料の額は、機構ホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

(1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）

(2) 機構ホームページ www.jhf.go.jp

通知に関する申出書

□□年□□月□□日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

住 所 _____

申込本人

氏 名 (自署) _____

(TEL)

住 所 _____

連帯債務者

氏 名 (自署) _____

(TEL)

住 所 _____

通知義務者

氏 名 (自署) _____

(TEL(携帯))

(TEL(自宅))

(申込本人との続柄)

通知義務者の上記以外の連絡先

(上記以外に連絡先がある場合にご記入ください。)

住 所 _____

連絡先名 _____

(TEL)

通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。

また、申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。

なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限って利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

- 原則として、通知義務者は親族（内縁関係の方、婚約関係にある方及び同性パートナーを含みます。）とすること。
- 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。

適用開始日：2024年4月1日

空 白

提出書類送付書

記入日	年 月 日
-----	-------

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「融資のご案内」をご覧ください。
- この提出書類送付書を送付いただく前に、コピーを作成していただき、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客様のご負担にてご送付いただきます。

<申込本人>

氏名

チェック	
全ての方にご提出いただく書類	<input type="checkbox"/> 借入申込書
	<input type="checkbox"/> 【グリーンリフォームローン】の利用に関する申出書
	<input type="checkbox"/> 申込内容確認書
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに関する同意書
	<input type="checkbox"/> 申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート(住所の記載がされたものに限ります。) ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)
	<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
	<input type="checkbox"/> 申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書(写)※などの所要額を確認できる資料【省エネリフォーム工事に〇印を付けたもの】 ※工事請負契約が未締結の場合は、見積書、工事発注書等を提出してください。
	<input type="checkbox"/> 提出書類送付書【当書式】
該当する場合にご提出いただく書類	<input type="checkbox"/> カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書
	<input type="checkbox"/> 通知に関する申出書
	<input type="checkbox"/> 住民票(申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載があるもの)
	<input type="checkbox"/> 【全部改築工事以外の場合】次のいずれか(申込年度と同一年度のもの) 家屋及び土地の固定資産税評価証明書又は課税明細書(原本)
	<input type="checkbox"/> 【全部改築工事の場合】次のいずれか(申込年度と同一年度のもの) 土地の固定資産税評価証明書又は課税明細書(原本)
	<input type="checkbox"/> 機構融資(高齢者向け返済特例)に関する確認書 ※配偶者(内縁関係にある方、婚約関係にある方および同性パートナーを含みます。)が連帯債務者として申し込む場合は不要です。
	<input type="checkbox"/> 住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
	<input type="checkbox"/> 新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書
	<input type="checkbox"/> 担保提供者の人数分の定形郵便物の封筒(担保提供者用)※切手を貼付したもの
	<input type="checkbox"/> 連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し) ①運転免許証 ②パスポート住所の記載がされたものに限ります。 ③健康保険証 ④マイナンバーカード ⑤住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)
<input type="checkbox"/> 連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
<input type="checkbox"/> (書類名称)	

空白

収入情報取得サービスの利用に関する申出書

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

下記のとおり収入情報取得サービスの利用に関する情報を申し出ます。

申込本人									
氏名									
管理番号(10桁)									

連帯債務者									
氏名									
管理番号(10桁)									

連帯債務者									
氏名									
管理番号(10桁)									

《記入上のご注意》

- 記入欄が不足する場合は、本書式を複数枚使用してください。
- 管理番号は、収入情報取得サービスで取得した収入証明書の右上に記載されている10桁の管理番号を記入してください。

【管理番号の記載箇所(例)】



空白

記入日 年 月 日

親族居住に関する申出書(グリーンリフォームローン用)

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人（氏名）
（自署）

私（申込本人をいいます。）は、下記の親族が居住の用に供するための住宅のリフォームに係る所要資金の借入れに際し、下記のとおり申し出ます。

融資住宅に入居する方	氏名	フリガナ (姓) <input type="text"/> (名) <input type="text"/>	国籍 <input type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> 外国	入居予定 <input type="text"/> 人	年齢 <input type="text"/> 歳
		生年月日 <input type="text"/>	<input type="radio"/> 大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	現住所	フリガナ (〒 -) TEL () - () - ()	現在ご返済中の 機構(旧公庫)融資の有無 <input type="radio"/> ① 有り <input type="radio"/> ② 無し	返済中の取扱金融機関 <input type="text"/>	
申込本人との関係		<input type="radio"/> ① 父 <input type="radio"/> ② 母 <input type="radio"/> ③ 祖父 <input type="radio"/> ④ 祖母 <input type="radio"/> ⑤ 子 <input type="radio"/> ⑥ 孫 <input type="radio"/> ⑦ その他 ()			

金融機関
使用欄

<input type="text"/>															
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

(2023年4月)

空 白

[] 年 [] 月 [] 日

工事費に関する届出書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込人	氏名	実印
	住所	
工事請負事業者	氏名	印
	住所	

貴機構から融資を受ける予定の住宅については、下記のとおりの金額で工事が完了しましたので届け出ます。

この届出書について後日虚偽が判明した場合、補助金の金額が変更になったにもかかわらず届出を行わなかった場合は、融資予約を取り消され、または融資額の全額について返還請求を受けても異議ありません。

記

区分	金額
住宅改良工事費	円
補助金の金額	円

平成31年4月

空 白



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

リフォームに省エネという選択



グリーン
リフォームローン

⚠️ 【グリーンリフォームローン】は、住宅金融支援機構とリフォーム事業者が提携して提供するものではありません。

お問合せ先

住宅金融支援機構 カスタマーセンター

0120 - 0860 - 35 (通話無料)

受付時間：9:00～17:00（祝日および年末年始を除きます。）

※ 国際電話等ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

電話：048-615-0420（通話料金がかかります。）

※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します。

住宅金融支援機構 ホームページ

グリーンリフォームローン



トップページ



www.jhf.go.jp

【グリーンリフォームローン】



www.jhf.go.jp/kojin/grl/index.html

【グリーンリフォームローン】
技術基準・物件検査のご案内



www.jhf.go.jp/files/400362803.pdf